



# 島根県報

平成29年 9 月29日 (金)

号外 第 109 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【公 告】**

島根県人事行政の運営等の状況の公表

(人 事 課) 2

**公 告**

島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成16年島根県条例第74号）第4条第1号の規定により、次のとおり公表する。

平成29年 9 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 島根県の給与・定員管理等について

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成29年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 27年度の人件費率
平成28 年度	人 696,382	千円 485,721,474	千円 7,946,665	千円 121,124,629	% 24.9	% 24.1

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人 当 たり 給 与 費 B / A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成28 年度	人 12,664	千円 56,695,703	千円 10,855,392	千円 19,506,960	千円 87,058,055	千円 6,874	千円 -

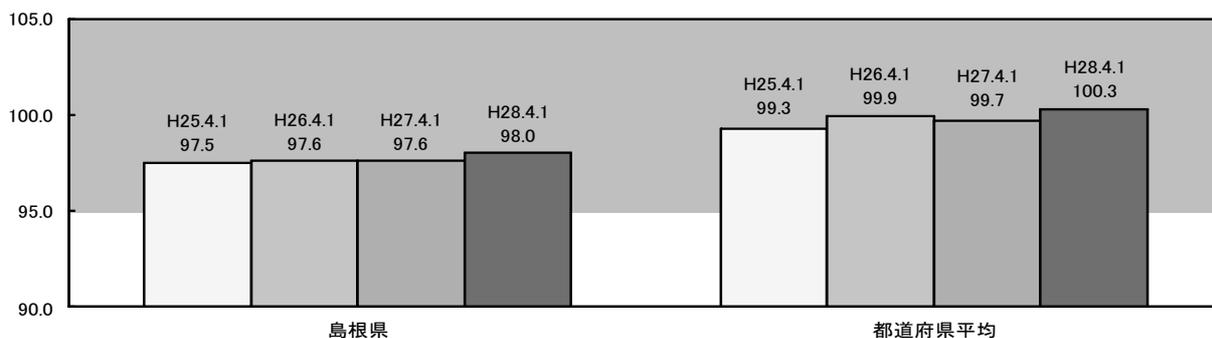
- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。  
 2 「職員数」は、平成28年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

ウ 特記事項

現在、職員の給与については、知事等の給与の特例に関する条例（平成29年島根県条例第7号）に基づき、平成31年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区分	給料月額	給料月額を算出基礎とする諸手当 (退職手当を除く。)のはね返り
知事	10%	10%
副知事	8%	8%
常勤の監査委員	6%	6%
病院事業管理者	6%	6%
教育長	6%	6%

エ ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。  
 2 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

オ 給与改定の状況（平成28年4月1日実施）

(ア) 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率 (平成28年4月)
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		

平成 28 年度	円 365,809	円 365,461	円 348 0.10%	% 0.10	% 0.10	月 1 日実施) % 0.17
----------	--------------	--------------	-------------------	-----------	-----------	-----------------------

(注) 「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

(イ) 特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
平成 28 年度	月 3.94	月 3.90	月 0.04	月 0.05	月 3.95	月 4.30

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

カ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

(ア) 給料表の見直し

a 給料表の改定実施時期

平成 27 年 4 月 1 日

b 内容

一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均約 2% (最大約 4%) 引下げ。激変緩和のため、5 年間 (平成 32 年 3 月 31 日まで) の経過措置 (現給保障) を実施。

(イ) 地域手当の見直し

国と同様に見直しを実施 (島根県内は支給なし)

(ウ) その他の見直し

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施 (平成 27 年 4 月 1 日実施)

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

(ア) 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	43.7 歳	329,445 円	397,264 円	354,869 円
国	— 歳	— 円	— 円	— 円
都道府県平均	— 歳	— 円	— 円	— 円

(イ) 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	45.2 歳	371,317 円	420,293 円
都道府県平均	— 歳	— 円	— 円

(ウ) 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	46.0 歳	367,200 円	409,183 円
都道府県平均	— 歳	— 円	— 円

(エ) 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	38.4 歳	320,065 円	429,534 円	345,220 円
国	— 歳	— 円	— 円	— 円

都道府県平均	一歳	一円	一円	一円
--------	----	----	----	----

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、「地方公務員給与実態調査」において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

イ 職員の初任給の状況（平成29年4月1日現在）

区 分		島根県	国
一般行政職	大学卒	179,215円	178,200円
	高校卒	146,932円	146,100円
高等学校教育職	大学卒	200,637円	—
小・中学校教育職	大学卒	200,637円	—
警察職	大学卒	208,280円	206,900円
	高校卒	172,578円	168,400円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成29年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	256,594円	353,937円	380,176円	398,904円
	高校卒	219,510円	302,306円	347,085円	365,704円
高等学校教育職	大学卒	294,981円	376,841円	401,169円	417,914円
小・中学校教育職	大学卒	298,684円	373,699円	394,318円	407,911円
警察職	大学卒	282,003円	381,957円	397,436円	416,577円
	高校卒	257,623円	345,739円	386,968円	412,432円

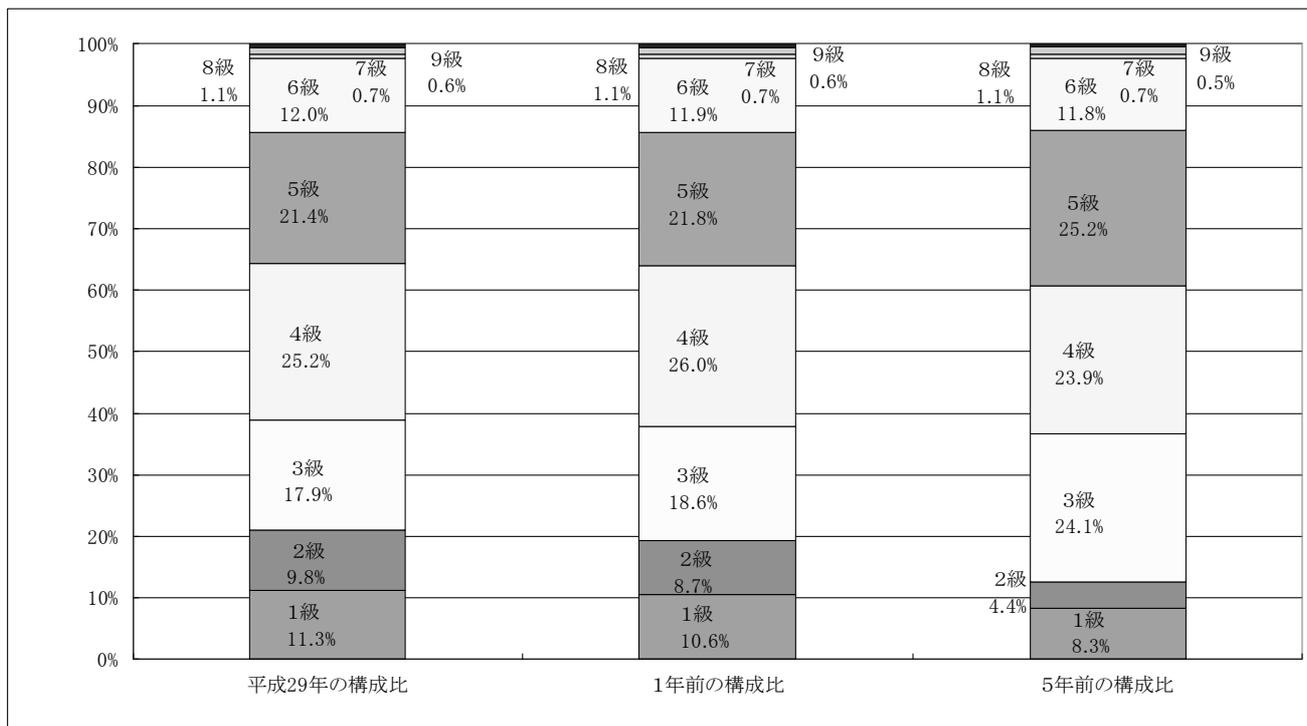
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師	417人	11.3%	142,407円	248,005円
2 級	主任主事、主任技師	362人	9.8%	192,792円	305,129円
3 級	主任	661人	17.9%	229,199円	351,190円
4 級	企画員	931人	25.2%	262,588円	382,367円
5 級	グループリーダー	789人	21.4%	288,736円	394,435円
6 級	課長	442人	12.0%	319,510円	411,733円
7 級	課長	25人	0.7%	363,862円	446,631円
8 級	次長	42人	1.1%	409,621円	470,466円
9 級	部長	21人	0.6%	460,208円	529,702円

(注) 1 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

2 「職員数」は、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）に基づく給料表の級区分による職員数である。



イ 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	島根県		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

島 根 県		国	
1人当たり平均支給額（平成28年度） 1,535千円		—	
（平成28年度支給割合）		（平成28年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40月分	1.55月分	2.60月分	1.70月分
(1.25)月分	(0.85)月分	(1.45)月分	(0.80)月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5～20%	役職加算	5～20%
管理職加算	15～25%	管理職加算	10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	島根県		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用	○			
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用		○		
ロ 人事評価を実施していない				

イ 退職手当（平成29年4月1日現在）

島 根 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
		3,628千円			22,438千円

(注)「1人当たり平均支給額」は、平成28年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額である。

ウ 地域手当（平成29年4月1日現在）

支 給 実 績（平成28年度）		58,049千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度）		795,192円	
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	20%	24人	20%
大阪府大阪市	16%	10人	16%
愛知県名古屋市	15%	1人	15%
広島県広島市	10%	11人	10%
岡山県岡山市	3%	1人	3%
宮城県石巻市	1.5%	2人	0%
上記以外の市町村	0%	12,558人	0%
医師・歯科医師	16%	32人	16%
平均支給率		15.8%	15.8%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		98.0 (98.0)	

- (注) 1 宮城県石巻市の2人は、地方自治法第252条の17の規定に基づく自治法派遣者であり、派遣協定に基づき宮城県の関係規定により地域手当を支給している。
- 2 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。
- 3 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイ

レス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

エ 特殊勤務手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度)		580,574千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度)		80,234円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成28年度)		57.0%
手当の種類(手当数)		57
代表的な手当の名称	支給職員数の多い手当	教員特殊業務手当
		教育業務連絡指導手当
		夜間特殊業務手当(警察業務)
		死体取扱手当
		交通捜査取締手当
	支給額の多い手当	教員特殊業務手当
		教育業務連絡指導手当
		夜間特殊業務手当(警察業務)
		警ら手当
		漁獲手当

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成28年度)	2,717,093千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度)	514千円
支給実績(平成27年度)	2,634,553千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度)	481千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成28年度)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度)
扶養手当	配偶者 10,000円 子 8,000円 父母等 6,500円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末まで)の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 1,489,589	円 225,320
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 674,871	円 271,360
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ~78キロ以上 2,100円~42,600円 自動四輪車以外の場合半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 1,174,186	円 107,251
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算(距離により5,000円~70,000円)	異なる	加算額が異なる(国:距離により8,000円~70,000円)。	千円 298,362	円 442,018

初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 5,000円～413,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 62,252	円 1,131,852
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 819,375	円 584,433
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給 支給額 (特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%～16%	同じ	—	千円 186,958	円 450,502
特勤手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	千円 88,414	円 202,786
へき地手当	へき地学校等に勤務する教職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×4%～25%			千円 330,940	円 357,773
へき地手当に準ずる手当	へき地学校、へき地学校に準ずる学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×2%～4%			千円 38,712	円 148,894
定時制通信教育手当	高等学校で定時制又は通信制の課程の教育に従事する教育職員に支給(実績に基づき支給) 支給額 定時制(夜間) 1日 900円 通信制(日曜日) 1日 2,400円			千円 10,828	円 118,985
産業教育手当	高等学校の農業、水産又は工業に関する実習授業等に従事する教育職員に支給(実績に基づき支給) 支給額 実習を伴う授業 授業1時間 300円 週休日等に行われる業務 1日 600円又は1,200円			千円 20,624	円 82,828
義務教育等教員特別手当	小・中・高・特別支援学校に勤務する教育職員に支給 最高支給限度額 8,000円			千円 500,079	円 65,861
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 200,661	円 82,883
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 62,248	円 70,798
宿日直手当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同じ	—	千円 413,326	円 169,119
管理職特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円)	同じ	—	千円 11,292	円 44,109

	平日の午前 0 時から午前 5 時までの間に勤務した場合 支給額（勤務 1 回につき） 2,000 円～6,000 円				
農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	農・林・水産業等に関する専門の事項について、 調査研究を行う職員並びに技術及び知識の普及指 導を行う職員に支給 支給額 給料月額×6/100			千円 35,252	円 235,015
災 害 派 遣 手 当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方 公共団体等から派遣された職員に支給 支給額（1 日につき） 3,970 円～6,620 円			実績なし	実績なし
武 力 攻 撃 災 害 等 派 遣 手 当	武力攻撃事態等に至った際、国民保護のための措 置の実施のため国又は他の地方公共団体等から派 遣された職員に支給 支給額（1 日につき） 3,970 円～6,620 円			実績なし	実績なし
新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 緊 急 事 態 派 遣 手 当	新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため 国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に 支給 支給額（1 日につき） 3,970 円～6,620 円			実績なし	実績なし

(5) 特別職の報酬等の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,116,000 円 (1,240,000 円)
	副 知 事	892,400 円 ( 970,000 円)
報 酬	議 長	940,000 円
	副 議 長	820,000 円
	議 員	760,000 円
期 末 手 当	知 事	(平成 28 年度支給割合)
	副 知 事	3.05 月分
退 職 手 当	議 長	(平成 28 年度支給割合)
	副 議 長 議 員	3.05 月分
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1 期の手当額) (支給時期)
	副 知 事	124 万円×在職月数×0.51 3,035.52 万円 任期毎
	備 考	97 万円×在職月数×0.36 1,676.16 万円 任期毎
	備 考	知事について 10%、副知事については 5% のカットを実施

(注) 1 「給料」及び「報酬」の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

2 「退職手当」の「(1 期の手当額)」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（4 年＝48 月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

(6) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

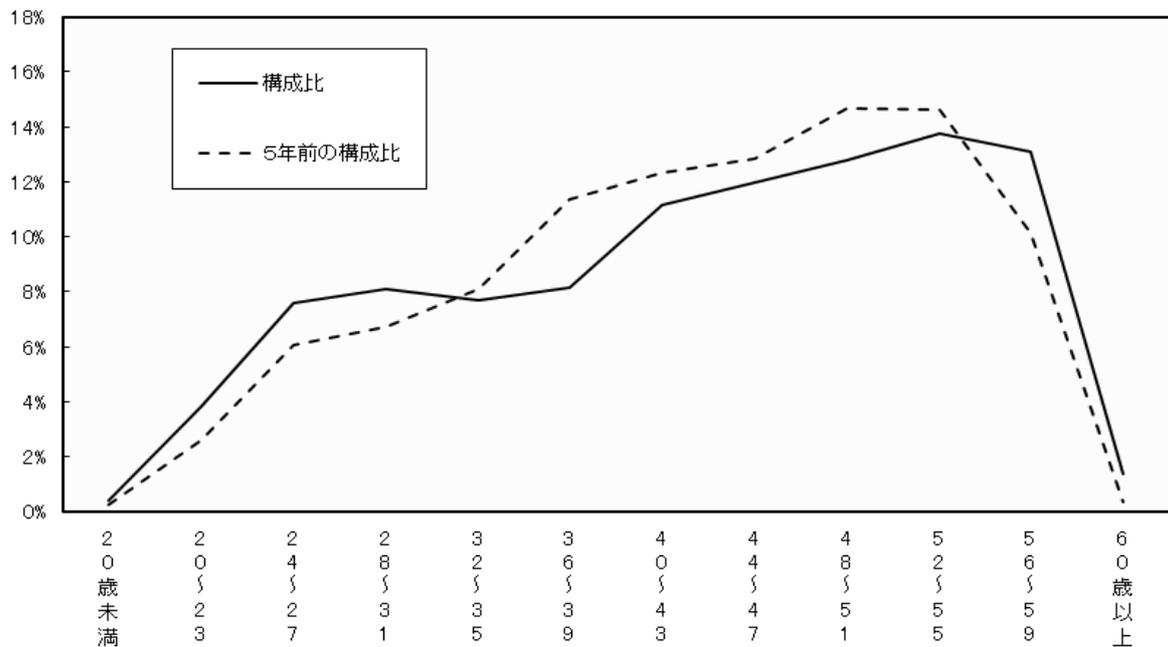
(単位：人) (各年 4 月 1 日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成 29 年	平成 28 年		
普 通 政 行 民 生 税 務 総 務 議 会	一	議 会	22	22	0	
	般 行 政	総 務	498	479	19	総合戦略等の業務増
		税 務	111	109	2	育休代替職員の増加
		民 生	244	235	9	育休代替職員の増加、各種計画策定業務の増
		衛 生	464	458	6	育休代替職員の増加、再任用職員(フル勤務)の増

会 計 部 門	部	労働	51	51	0	
	門	農林水産	899	908	▲ 9	育休代替職員の減
		商工	183	180	3	観光イベント業務増
		土木	788	797	▲ 9	災害対応業務の縮小、事業進捗による減
		計				
			3,260	3,239	21	(参考：人口10万人当たり職員数 468.13人)
	教育部門	7,554	7,605	▲ 51	生徒数減による学級数の減少	
	警察部門	1,825	1,820	5	再任用職員(フル勤務)の増	
	小計	12,639	12,664	▲ 25	(参考：人口10万人当たり職員数1,814.95人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	1,085	1,053	32	看護師等の増	
	水道	21	21	0		
	下水道	19	17	2		
	その他	69	63	6	水力発電所リニューアル事業等の業務増	
	小計	1,194	1,154	40		
合計		13,833 [15,277]	13,818 [15,264]	15 [ 13]	(参考：人口10万人当たり職員数1,986.41人)	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

イ 年齢別職員構成の状況 (平成29年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 57	人 528	人 1,051	人 1,123	人 1,066	人 1,127	人 1,544	人 1,658	人 1,770	人 1,905	人 1,814	人 190	人 13,833

ウ 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	3,335	3,286	3,269	3,268	3,239	3,260	▲75 (▲2.2%)
教育	7,787	7,695	7,620	7,613	7,605	7,554	▲233 (▲3.0%)
警察	1,790	1,806	1,815	1,817	1,820	1,825	35 (2.0%)
消防							
普通会計計	12,912	12,787	12,704	12,698	12,664	12,639	▲273 (▲2.1%)
公営企業等会計計	1,093	1,105	1,125	1,140	1,154	1,194	101 (9.2%)
総合計	14,005	13,892	13,829	13,838	13,818	13,833	▲172 (▲1.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

(7) 公営企業職員の状況

ア 企業局

(ア) 総括

a 定員適正化目標

平成17年度策定の「企業局経営計画」の中で、平成22年までに10%程削減する計画について達成した。

(イ) 水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成27年度の総費用 に占める職員給与費 比率
平成28 年度	千円 1,950,408	千円 161,873	千円 168,872	% 8.7	% 5.2

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成28 年度	人 21	千円 82,988	千円 13,713	千円 30,715	千円 127,416	千円 6,067	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成29年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成29年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	43.8歳	336,832円	505,618円
(参考) 一般行政職	43.7歳	340,241円	510,312円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 ( 水 道 事 業 )		島 根 県	
1人当たり平均支給額(平成28年度) 1,463千円		1人当たり平均支給額(平成28年度) 1,535千円	
(平成28年度支給割合)		(平成28年度支給割合)	
期末手当 2.40月分 (1.25)月分	勤勉手当 1.55月分 (0.85)月分	期末手当 2.40月分 (1.25)月分	勤勉手当 1.55月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	

管理職加算 15～25%	管理職加算 15～25%
--------------	--------------

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (平成29年4月1日現在)

島根県 (企業局職員)			島根県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
1人当たり平均支給額 24,272千円			1人当たり平均支給額 3,628千円 22,438千円		

(注) 「島根県(企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成26年度から平成28年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成28年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当 (平成29年4月1日現在)

支給実績 (平成28年度)			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度)			0円
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都 (特別区)	20%	1人	20%

(d) 特殊勤務手当 (平成29年4月1日現在)

支給総額 (平成28年度)	572千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度)	38,133円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成28年度)	71.4%
手当の種類 (手当数)	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績 (平成28年度)	3,844千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度)	202千円
支給実績 (平成27年度)	5,285千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度)	278千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当 (平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度)
扶養手当	配偶者	同じ	-	千円 1,878	円 234,750
	子				
	父母等				
	特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末まで)の子の加算				
住居手当	借家・借間居住者	同じ	-	千円 822	円 274,000
	家賃23,000円以下の場合				
	家賃23,000円を超える場合				

	11,000円+1/2×(家賃-23,000円)				
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分 及び距離の区分 が異なる。	千円 2,895	円 170,271
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算(距離により5,000円～58,000円)	異なる	加算額が異なる(国:距離により8,000円～70,000円)。	千円 424	円 424,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 5,000円～413,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国:俸給の特別調整額として支給	千円 1,790	円 895,086
特地勤務手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給 支給額(特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特地勤務に準ずる手当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 817	円 58,329
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 671	円 167,856
宿日直手当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円) 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額(勤務1回につき) 2,000円～6,000円	同じ	—	実績なし	実績なし

## (ウ) 工業用水道事業

## a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成 27 年度の総費 用に占める職員給 与費比率
平成 28 年度	千円 158,170	千円 44,374	千円 23,278	% 14.7	% 14.6

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 28 年度	人 3	千円 11,682	千円 3,089	千円 4,358	千円 19,129	千円 6,376	千円 -

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成 29 年 3 月 31 日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	36.5 歳	304,077 円	531,353 円
(参考) 一般行政職	43.7 歳	340,241 円	510,312 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県 (工業用水道事業)		島 根 県	
1 人当たり平均支給額 (平成 28 年度) 1,453 千円		1 人当たり平均支給額 (平成 28 年度) 1,535 千円	
(平成 28 年度支給割合)		(平成 28 年度支給割合)	
期末手当 2.40 月分 (1.25) 月分	勤勉手当 1.55 月分 (0.85) 月分	期末手当 2.40 月分 (1.25) 月分	勤勉手当 1.55 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

島根県 (企業局職員)			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2~20% 加算)			定年前早期退職特例措置 (2~20% 加算)		
1 人当たり平均支給額 24,272 千円			1 人当たり平均支給額 3,628 千円 22,438 千円		

(注) 「島根県 (企業局職員)」の「1 人当たり平均支給額」は、平成 26 年度から平成 28 年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1 人当たり平均支給額」は、平成 28 年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

支給総額 (平成 28 年度)	329 千円
-----------------	--------

支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 28 年度)	109,666 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成 28 年度)	100.0%
手当の種類 (手当数)	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

## (e) 時間外勤務手当

支給実績 (平成 28 年度)	464 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 28 年度)	155 千円
支給実績 (平成 27 年度)	485 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 27 年度)	162 千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

## (f) その他の手当 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 28 年度)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 28 年度)
扶養手当	配偶者 10,000 円 子 8,000 円 父母等 6,500 円 特定期間 (満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末まで) の子の加算 5,000 円	同じ	—	千円 780	円 260,000
住居手当	借家・借間居住者 家賃 23,000 円以下の場合 家賃 - 12,000 円 家賃 23,000 円を超える場合 11,000 円 + 1/2 × (家賃 - 23,000 円)	同じ	—	実績なし	実績なし
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000 円 交通用具使用者 2 キロ～78 キロ以上 2,100 円～42,600 円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 366	円 122,000
単身赴任手当	支給額 30,000 円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が 80 キロ以上の場合加算 (距離により 5,000 円～70,000 円)	異なる	加算額が異なる (国: 距離により 8,000 円～70,000 円)。	実績なし	実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額 (月額) 5,000 円～413,800 円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600 円～130,300 円		国: 俸給の特別調整額として支給	実績なし	実績なし
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特設公署に勤務する職員に支給 支給額 (特設公署異動時の給料及び扶養手当の月額 × 1/2 + その月の給料及び扶養手当の月額 × 1/2) × 4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし

特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	特 地 公 署 又 は 準 特 地 公 署 に 異 動 し、 当 該 異 動 に 伴 っ て 住 居 を 移 転 し た 職 員 に 支 給 支 給 額 異 動 時 の 給 料 及 び 扶 養 手 当 の 月 額 × 2 % ～ 6 %	同 じ	—	実 績 な し	実 績 な し
休 日 勤 務 手 当	支 給 額 休 日 勤 務 時 間 数 × 勤 務 1 時 間 当 た り の 給 与 額 × 135/100	異 なる	勤 務 1 時 間 当 た り の 給 与 額 の 算 出 方 法 が 異 なる。	千 円 586	円 195,416
夜 間 勤 務 手 当	正 規 の 勤 務 時 間 と し て 午 後 10 時 か ら 翌 日 の 午 前 5 時 ま で の 間 に 勤 務 し た 時 支 給 支 給 額 夜 間 勤 務 時 間 数 × 勤 務 1 時 間 当 た り の 給 与 額 × 25/100	異 なる	勤 務 1 時 間 当 た り の 給 与 額 の 算 出 方 法 が 異 なる。	千 円 564	円 281,865
宿 日 直 手 当	支 給 額 (勤 務 1 回 に つ き) 2,100 円 ～ 30,000 円	同 じ	—	実 績 な し	実 績 な し
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	災 害 へ の 対 処 そ の 他 の 臨 時 又 は 緊 急 の 必 要 等 に よ り 勤 務 し た 管 理 職 員 に 支 給 週 休 日 又 は 休 日 に 勤 務 し た 場 合 支 給 額 (勤 務 1 回 に つ き) 4,000 円 ～ 12,000 円 (実 働 時 間 が 6 時 間 を 超 え る 場 合 6,000 円 ～ 18,000 円) 平 日 の 午 前 0 時 か ら 午 前 5 時 ま で の 間 に 勤 務 し た 場 合 支 給 額 (勤 務 1 回 に つ き) 2,000 円 ～ 6,000 円	同 じ	—	実 績 な し	実 績 な し

(エ) 電気事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成27年度の総費用 に占める職員給 与費比率
平成28 年度	千円 2,168,729	千円 245,325	千円 487,739	% 22.5	% 24.4

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人 当 たり 給 与 費 B / A	(参考) 都道府県平均 1 人 当 たり 給 与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成28 年度	人 56	千円 232,392	千円 48,266	千円 86,147	千円 366,805	千円 6,550	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成29年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成29年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業	43.9歳	351,654円	545,843円
(参考) 一般行政職	43.7歳	340,241円	510,312円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 ( 電 気 事 業 )		島 根 県	
1 人 当 たり 平 均 支 給 額 ( 平 成 28 年 度 )		1 人 当 たり 平 均 支 給 額 ( 平 成 28 年 度 )	
1,538 千 円		1,535 千 円	
( 平 成 28 年 度 支 給 割 合 )		( 平 成 28 年 度 支 給 割 合 )	
期 末 手 当	勤 勉 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当

2.40 月分 (1.25)月分	1.55 月分 (0.85)月分	2.40 月分 (1.25)月分	1.55 月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (平成29年4月1日現在)

島 根 県 ( 企 業 局 職 員 )			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
1人当たり平均支給額 24,272千円			1人当たり平均支給額 3,628千円 22,438千円		

(注) 「島根県(企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成26年度から平成28年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成28年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当 (平成29年4月1日現在)

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当 (平成29年4月1日現在)

支給総額 (平成28年度)	1,322千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度)	57,478円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成28年度)	41.0%
手当の種類 (手当数)	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績 (平成28年度)	18,024千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度)	392千円
支給実績 (平成27年度)	20,815千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度)	463千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当 (平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度)
扶養手当	配偶者 10,000円 子 8,000円 父母等 6,500円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末まで)の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 7,672	円 219,200
住居手当	借家・借間居住者	同じ	—	千円	円

	家賃23,000円以下の場合 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	家賃-12,000円		1,914	319,000
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分 及び距離の区分 が異なる。	千円 7,101	円 154,373
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算(距離により5,000円～70,000円)	異なる	加算額が異なる(国:距離により5,000円～70,000円)。	千円 2,304	円 460,800
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 5,000円～413,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国:俸給の特別調整額として支給	千円 6,804	円 680,448
特地勤務手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給 支給額(特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特地勤務に準ずる手当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,715	円 95,252
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,408	円 87,999
宿日直手当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円(実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円) 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額(勤務1回につき) 2,000円～6,000円	同じ	—	千円 実績なし	円 実績なし

イ 病院局

(ア) 総括

a 定員適正化目標

今後の医療情勢を踏まえ、より適切な医療を提供するために必要とする職員を、経営状況を勘案しながら適切に確保する。

(イ) 病院事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成27年度の総費用 に占める職員給 与費比率
平成28 年度	千円 21,478,346	千円 ▲1,005,968	千円 9,062,166	% 42.2	% 38.7

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成28 年度	人 1,011	千円 3,960,868	千円 2,240,338	千円 1,386,145	千円 7,587,351	千円 7,505	千円 6,735

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成29年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成29年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
医 師	44.5歳	566,484円	1,469,268円
看 護 師	34.6歳	287,856円	439,902円
事務職員	42.6歳	326,158円	502,663円
(参考) 一般行政職	43.7歳	340,241円	510,312円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 ( 病 院 事 業 )		島 根 県	
1人当たり平均支給額 (平成28年度) 1,267千円		1人当たり平均支給額 (平成28年度) 1,535千円	
(平成28年度支給割合)		(平成28年度支給割合)	
期末手当 2.40月分 (1.25)月分	勤勉手当 1.55月分 (0.85)月分	期末手当 2.40月分 (1.25)月分	勤勉手当 1.55月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (平成29年4月1日現在)

島 根 県 ( 病 院 事 業 )			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額1,261千円 22,881千円			1人当たり平均支給額3,628千円 22,438千円		

(注) 「島根県(病院事業)」の「1人当たり平均支給額」は、平成28年度に退職した病院事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成28年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度)		126,569千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度)		937,550円	
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
医師・歯科医師	16%	139人	0%
県内全市町村	0%	946人	0%

(d) 特殊勤務手当(平成29年4月1日現在)

支給総額(平成28年度)		345,172千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度)		360,681円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成28年度)		90.9%	
手当の種類(手当数)		13	
手当の名称	有害物取扱手当 特殊現場作業従事手当 特殊自動車等運転手当 防疫作業等従事手当 死体取扱手当 精神保健業務手当 夜間特殊業務手当 放射線取扱業務等従事手当 機能回復訓練従事手当 医師手当 病院業務従事手当 航空業務従事手当 浄化槽管理業務従事手当		

(e) 時間外勤務手当

支給実績(平成28年度)	704,985千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度)	730千円
支給実績(平成27年度)	716,869千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度)	748千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当(平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成28年度)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度)
扶養手当	配偶者 10,000円 子 8,000円 父母等 6,500円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末まで)の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 77,119	円 173,300
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 118,434	円 272,263
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ~78キロ以上 2,100円~42,600円 自動四輪車以外の場合半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 45,984	円 61,973
単身赴	支給額 30,000円	異なる	加算額が異なる	実績なし	実績なし

任 手 当	ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）		る（国：距離により8,000円～70,000円）。		
初 任 給 調 整 手 当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 5,000円～413,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千 円 480,075	円 3,664,698
管 理 職 手 当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～146,400円		国：俸給の特別調整額として支給	千 円 36,684	円 797,487
特 地 勤 務 手 当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給 支給額（特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2）×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休 日 勤 務 手 当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千 円 14,136	円 52,356
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千 円 75,735	円 119,456
宿 日 直 手 当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同じ	—	千 円 12,777	円 513,710
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務1回につき） 4,000円～12,000円（実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円） 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額（勤務1回につき） 2,000円～6,000円	同じ	—	千 円 実績なし	円 実績なし

(8) 退職者（管理職）の再就職状況

平成28年度末退職者（管理職）の再就職の状況

区分	退職者数	合計	左のうち再就職した者					
			島根県に再就職した者			島根県以外に再就職した者		
			再任用職員	非常勤嘱託職員	臨時職員	民間企業等	国・他の地方公共団体	公共的団体等
一般職員	87	58	19	2	0	20	2	15
教育職員	19	12	9	0	1	0	1	1
警察職員	11	9	0	0	0	6	1	2
計	117	79	28	2	1	26	4	18

(注) 1 「管理職」とは、退職時に課長級以上の職にあった職員

2 「島根県以外に再就職した者」は、平成29年5月31日時点で民間企業等、国・他の地方公共団体及び公共的団体等に再就職したとして届出があった者

- 3 「再任用職員」とは、地方公務員法第28条の4又は第28条の5の規定により再度任用された者
- 4 「非常勤嘱託職員」とは、地方公務員法第3条第3項第3号の規定により任用された者
- 5 「臨時職員」とは、地方公務員法第22条第2項の規定により任用された者
- 6 「国・他の地方公共団体」へ再就職した者には、国又は他の地方公共団体との人事交流のため退職し、再就職した者は除く。
- 7 「公共的団体等」とは、公益的法人、社会福祉法人等の民間企業等及び国・他の地方公共団体以外の団体
- 8 「一般職員」とは、教育職員及び警察職員を除く職員

## 2 職員の勤務条件等について

## (1) 職員の勤務時間

## ア 職員の勤務時間（標準）

1 週間の正規 の勤務時間	1 日の正規の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
38 時間 45 分	7 時間 45 分	8:30	17:15	12:00～13:00	

(参考) 職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号）、職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第5号）、職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第5号）及び職員の勤務時間に関する規程（平成4年島根県教育委員会訓令第5号）（知事部局等、教育委員会、警察本部）

## イ 休暇の概要

種 類	概 要
年次有給休暇	1 年（※暦年）につき 20 日 年末に年次有給休暇の使用残日数があるときは、20 日を限度として翌年に繰り越すことができる。
公務傷病等休暇	職員が公務上又は通勤により負傷し、疾病にかかった場合において任命権者が療養を必要と認めるときは、その療養期間中は有給休暇
私傷病休暇	職員が負傷し、又は疾病にかかった場合において、任命権者が療養を必要と認めるときは、結核性疾患 1 年、人事委員会規則で定める特定の疾患 180 日、その他の疾患 90 日の期間は有給休暇
夏季休暇	6 月から 10 月までの間に 4 日以内
生理休暇	生理日の就業が著しく困難な職員は、2 日を超えない範囲内で生理休暇の取得が可能
産前産後休暇	産前：8 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）以内に出産する予定である女子職員が請求した場合 → 出産の日までの請求した期間 産後：女子職員が出産した場合 → 出産日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間
慶弔休暇	本人の結婚：7 日以内 妻の出産：3 日以内 忌引：配偶者 10 日以内、父母 7 日以内（血族）等 父母、配偶者及び子の祭日：年各々 1 日
介護休暇	職員が、親族で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、介護を要する一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間で介護休暇を受けることができる。休暇期間中の給与は減額
介護時間	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間内において、1 日につき 2 時間を超えない範囲内で取得可能
特別休暇	特別休暇は、風水震災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊、生後 3 年に達しない生児を育てる場合（育児時間）等、特定の事由がある場合に限りて与える

(参考) 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）、職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第4号）、島根県企業局職員就業規程（昭和48年公営企業管理規程第2号）、島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第8号）、県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号）及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号）

## ウ 特別休暇の種類（主なもの）

種 類	付与日数
骨髄提供のための休暇	必要と認める期間
ボランティア休暇	5 日以内
育児時間	満 1 歳まで 1 日 120 分以内、満 1 歳～3 歳まで 60 分以内（30 分を単位として 2 回に分けて取得可）
男性職員の育児参加のための休暇	5 日以内
子の看護のための休暇	5 日以内（中学校就学の始期に達するまでの子を複数養育する場合は 10 日以内）
短期の介護休暇	5 日以内（要介護者が 2 人以上の場合は、10 日以内）
妊娠障害（つわり）	10 日以内

## (2) 職員の分限及び懲戒処分状況

(注) 各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

### ア 分限処分者数

#### 知事部局等

処分事由	処分の種類	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよくない場合 (地公法第 28 条第 1 項第 1 号)		0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)		0	0	55	0	55
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第 28 条第 1 項第 3 号)		1	0	0	0	1
その他		0	0	0	0	0
合 計		1	0	55	0	56

#### 教育委員会

処分事由	処分の種類	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよくない場合 (地公法第 28 条第 1 項第 1 号)		0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)		0	0	101	0	101
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第 28 条第 1 項第 3 号)		0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0
合 計		0	0	101	0	101

#### 警察本部

処分事由	処分の種類	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよくない場合 (地公法第 28 条第 1 項第 1 号)		0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)		0	0	14	0	14
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第 28 条第 1 項第 3 号)		0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0
合 計		0	0	14	0	14

### イ 懲戒処分者数

#### 知事部局等

処分事由	処分の種類	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第 29 条第 1 項第 1 号)		0	0	2	0	2
職務上の義務に違反し又は職務を 怠った場合 (地公法第 29 条第 1 項第 2 号)		0	1	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行のあった場合		0	0	0	0	0

(地公法第 29 条第 1 項第 3 号)					
合 計	0	1	2	0	3

## 教育委員会

処分事由	処分の種類				
	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第 29 条第 1 項第 1 号)	1	0	0	4	5
職務上の義務に違反し又は職務を 怠った場合 (地公法第 29 条第 1 項第 2 号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくな い非行のあった場合 (地公法第 29 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	1	1
合 計	1	0	0	5	6

## 警察本部

処分事由	処分の種類				
	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第 29 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を 怠った場合 (地公法第 29 条第 1 項第 2 号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくな い非行のあった場合 (地公法第 29 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

## (3) 職員のサービスの状況

## ア 職員の年次有給休暇の取得状況

区 分	総付与日数 a (日)	総取得日数 b (日)	全対象職員数 c (人)	平均取得日数 b/c (日)	消化率 b/a (%)
知事部局等	160,806	41,204	4,181	9.9	25.6
教育委員会	107,863	30,530	2,808	10.9	28.3
警 察 本 部	69,699	15,787	1,827	8.6	22.7
合 計	338,368	87,521	8,816	9.9	25.9

(注) 対象期間：暦年（平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日）

## イ 育児休業等の取得状況

区 分		育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数
知事部局等	男性職員	3	0	0
		0	0	0
	女性職員	122	22	6
		98	19	5
教育委員会	男性職員	0	0	0
		0	0	0
	女性職員	119	4	2
		120	2	1
警 察 本 部	男性職員	2	0	0
		0	0	0
	女性職員	12	3	0
		15	0	0

計	258	29	8
	233	21	6

(注) 上段には平成 28 年度に新たに取得した者、下段には平成 27 年度から 28 年度にかけて引き続いている者の数。

(注) 各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

#### ウ 介護休暇の取得状況

	介護休暇 取得者数	休暇の取得形式	
		全日型 中 心	時間型 中 心
知事部局等	男性職員	0	0
	女性職員	0	0
教育委員会	男性職員	2	2
	女性職員	4	4
警 察 本 部	男性職員	0	0
	女性職員	0	0
	計	6	6

		介護休暇承認期間					
		1 月以下	1 月超え 2 月以下	2 月超え 3 月以下	3 月超え 4 月以下	4 月超え 5 月以下	5 月超え
知事部局等	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0
教育委員会	男性職員	0	0	0	2	0	0
	女性職員	0	0	1	2	1	0
警 察 本 部	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	1	4	1	0

(注) 各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

#### エ 自己啓発休業・修学部分休業の取得状況

		自己啓発休業 取得者数	修学部分休業 取得者数
		知事部局等	男性職員
	女性職員	1	0
教育委員会	男性職員	0	0
	女性職員	0	0
警 察 本 部	男性職員	0	0
	女性職員	0	0
	計	2	0

(注) 各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

#### (4) 職員の研修及び人事評価の状況

##### ア 研修の状況

##### 一般職員（自治研修所）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
新規採用職員	8	38	430	市町村職員含む。
採用 2 年目	3	6	132	
一般職員第 I 課程	6	12	203	市町村職員含む。
一般職員第 II 課程	4	8	134	市町村職員含む。
中堅職員	8	16	193	市町村職員含む。
新任係長	8	13	334	市町村職員含む。
新任企画員	3	6	105	
新任 G L	4	12	112	
新任 G L・企画幹フォローアップ	4	8	98	
新任課長補佐	4	8	124	市町村職員対象
新任課長	5	10	189	市町村職員含む。

選択研修	35	42	1,207	23 講座（法務能力開発等）市町村職員含む。 ※日数及び回数には、職員短期派遣研修を含まない。
------	----	----	-------	--

教育職員（教育センター）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
初任者	32	46	1,045	教諭、養護教諭、栄養教諭、幼稚園教諭、学校事務職員、実習教員
経験者	40	40	1,086	6 年目研修、11 年目研修
管理職	11	11	607	校長（新任、2 年目） 教頭・副校長（新任、2・3 年目）
職務	19	21	1,763	特別支援教育専任教員研修、教務主任研修等
テーマ研修	18	28	2,208	キャリア教育研修、体育科実技研修等
能力開発	48	54	1,776	教科等、生徒指導等、情報教育
出前講座	157	157	2,802	教育課題、教科等、情報教育、教育相談、特別支援教育等

（注）対象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園

警察職員（警察学校）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
初任科	3	662	59	短期課程（6 月）、長期課程（10 月）
一般職員初任科	1	25	16	警察主事対象
初任補修科	3	195	66	短期課程（2 月）、長期課程（3 月）
警部補・巡査部長任用科	1	12	6	
部門別任用科	4	76	44	生活安全、刑事、交通、警備
専科（業務に直結）	30	186	345	交通事故事件捜査、被害者支援等

イ 人事評価の状況

区 分	項 目	評価回数	評価時期	評価対象者数
知事部局等	人事評価（病院局医療職等を除く）	2	28 年 9 月、29 年 3 月	3,383 人
	勤務評価（病院局医療職等）	1	28 年 11 月	806 人
教育委員会	人事評価（事務局等職員）	2	28 年 9 月、29 年 3 月	599 人
	勤務評価（県立学校教育職員）	1	29 年 2 月	1,964 人
	勤務評価（市町村立教育職員）	1	29 年 2 月	4,837 人
警 察	人事評価	2	28 年 9 月、29 年 3 月	1,764 人

(5) 職員の福祉及び利益の保護の状況

ア 安全衛生管理体制

選任状況	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等	
	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任者数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数
知事部局等	6	6	7	7	20	20	26	49	49
教育委員会	0	0	0	0	31	31	33	30	30
警察本部	0	0	0	0	8	8	0	5	5

選任状況 区 分	産 業 医				委 員 会				
	選任すべき 事業場数	うち選任 事業場数	選任者数	実選任者数	衛生委員会		安全委員会		左のうち、安全衛生 委員会として設置 している事業場数
					設置すべき 事業場数	うち設置 事業場数	設置すべき 事業場数	うち選任 事業場数	
知事部局等	20	20	20	16	20	20	7	7	7
教育委員会	31	31	31	31	31	31	0	0	0
警察本部	8	8	8	9	8	8	0	0	0

イ 職員のための福利厚生活動事業費  
知事部局等

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
職員会館管理・運営事業	職員が健康づくりや文化的教養を高める施設として、職員会館の管理・運営を行った。	10,764
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催や、安全管理者、衛生管理者、産業医の設置等を行った。	4,440
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増進に関して適切なアドバイスが受けられるように健康相談、健康教育等を実施した。	118
メンタルヘルス対策事業	精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるようにストレスチェック制度、職員相談、専門相談、研修等を実施した。	18,505
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施した。	40,167
被服貸与費	島根県職員被服等貸与規程に基づき職員に被服(作業衣、白衣等)を貸与した。	5,664
合 計		79,658

教育委員会

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生推進事務	職場の環境改善や教職員の健康管理を徹底するため、衛生委員会の開催や衛生管理者・産業医を配置、またそれに伴う研修等を行った。	2,479
メンタルヘルス対策事業	教職員が心の健康についての理解を深め、予防と早期の対処を行えるようストレスチェックの実施、専門相談や研修会等を実施した。	16,852
健康診断事業	教職員の疾病の早期発見や予防に努め、心身ともに健康で働くことができるよう、各種法定健康診断等を実施した。	38,939
合 計		58,270

警察本部

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催や、安全管理者・衛生管理者・産業医の配置等を行った。	5,871
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増健に関し	942

	て適切なアドバイスが受けられるように、健康相談・健康教育等を実施した。	
メンタルヘルス対策事業	精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるように職員相談、専門相談、研修等を実施した。	260
ライフプラン事業	職員が将来に向けて生活設計が立てられるようにライフプランセミナーを実施した。	1, 278
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施した。	21, 651
合 計		30, 002

## ウ 職員の健康診断の状況

健康診断の種類	知事部局等		教育委員会		警察本部	
	対象者	受診者	対象者	受診者	対象者	受診者
採用時健康診断	215	215	265	265	75	75
定期健康診断	2, 360	2, 353	2, 624	2, 482	1, 220	1, 220
人間ドック	2, 134	2, 134	1, 126	1, 126	532	532

## エ 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 28 年度中において人事委員会からの勧告はなかった。

## オ 不利益処分に関する不服申立の状況

平成 28 年度中において人事委員会から是正の指示はなかった。

## 3 人事委員会の報告について

## (1) 職員の競争試験及び選考の状況

## ア 競争試験

## (ア) 採用試験

## a 試験実施概要

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
大学卒業程度試験	行政・化学・心理・児童福祉・食品衛生・農業・畜産・林業・水産・総合土木・建築・電気・埋蔵文化財保護・警察事務・少年補導	[行政] 昭和62年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者若しくは平成7年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は平成29年3月31日までに卒業見込みの者 [行政を除く試験区分] 昭和59年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者若しくは平成7年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は平成29年3月31日までに卒業見込みの者	5月9日から5月27日まで	6月26日	7月28日から8月2日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 五肢択一式 55問から20問自由選択 90分(行政・警察事務) 択一式及び記述式(埋蔵文化財保護) 個別面接 (行政のみ)	人物試験 個別面接 討論型個別面接(行政のみ) 論文試験 適性検査 筆記実技 (建築のみ)
	総合土木・建築	昭和59年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者若しくは平成7年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は平成29年3月31日までに卒業見込みの者	11月28日から12月20日まで	1月7日から1月8日まで		教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 37問150分 (総合土木) 30問120分 (建築) 人物試験 個別面接 論文試験 適性検査 筆記実技 (建築のみ)	
高校卒業程度試験	一般事務・総合土木・学校事務A, B(出雲)・学校事務A, B(石見)・学校事務A(隠岐)・警察事務	[学校事務A] 昭和62年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者 [学校事務Aを除く試験区分] 平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者	7月25日から8月26日まで	9月25日	10月23日から10月25日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 (総合土木のみ)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査

試験の 種 類	試 験 区 分	受 験 資 格	試 験 日 程			試 験 内 容	
			受 付 期 間	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験	第 1 次試験	第 2 次試験
資格免許 職 試 験	臨床検査技師	昭和63年4月2日 以降に生まれた 者で、臨床検査 技師の免許を有 する者(取得見 込み含む)	7月25日 から 8月26日 まで	9月25日	10月23 日から 10月25 日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
	精神保健福 祉士	昭和62年4月2日 以降に生まれた 者で、精神保健 福祉士の免許を 有する者(取得 見込み含む)	同上	同上	同上	同上	同上
	診療放射線 技師	昭和63年4月2日 以降に生まれた 者で、診療放射 線技師の免許を 有する者(取得 見込み含む)	同上	同上	同上	同上	同上
	歯科衛生士	平成元年4月2日 以降に生まれた 者で、歯科衛生 士の免許を有す る者(取得見込 み含む)	同上	同上	同上	同上	同上
	栄養士	平成元年4月2日 以降に生まれた 者で、栄養士の 免許を有する者 (取得見込み含 む)	同上	同上	同上	同上	同上
	保健師	昭和62年4月2日 以降に生まれた 者で、保健師の 免許を有する者 (取得見込み含 む)	同上	同上	同上	同上	同上
経験者採 用試験	行政	昭和54年4月2日 から昭和62年4 月1日までに生 まれた者	8月8日 から 9月16日 まで	10月16 日	11月19 日から 11月20 日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 自己アピール 論文試験 自己PR型面接 試験	人物試験 個別面接 適性検査
	電気	昭和54年4月2日 から昭和59年4	同上	同上	11月20 日	教養試験 五肢択一式	人物試験 個別面接

		月 1 日までに生まれた者				50問120分 専門試験 五肢択一式 30問120分 自己アピール 論文試験	適性検査
地区別採用試験	一般事務(石見地区)・ 一般事務(隠岐地区)	昭和56年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者	8月8日から 9月16日まで	10月16日	11月19日から 11月20日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 作文試験	人物試験 個別面接 適性検査

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警察官 (10月採用・大学卒)試験	男性・女性	昭和57年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者 (9月30日までの卒業見込者含む) 又は 平成6年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者(9月30日までの卒業見込者含む)	3月17日から 4月18日まで	5月8日	6月12日から 6月13日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査 特技加点	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
警察官 (大学卒)試験	男性・女性・ 武道	[男性・女性] 昭和58年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者 (卒業見込者含む) 又は 平成7年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者(卒業見込者含む) [武道] 次のアまたはイに該当し、かつ次のウに該当する者 ア 平成2年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた男性で、学校教育法による大学を卒業した者(卒業見込者含む) イ 平成7年4月2日以降に生まれた男性で、大学を卒業した者(卒業見込者含む) ウ 柔道又は剣	5月16日から 6月15日まで	7月10日	8月20日から 8月24日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査 (武道は身体検査のみ) 特技加点 (武道を除く)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道のみ)

		道の段位3段以上の者					
警察官 (高校卒業程度) 試験	男性・女性 ・武道	[男性・女性] 昭和58年4月2日 から平成11年4 月1日までに生 まれた者(ただ し、学校教育法 による大学を卒 業した者及び卒 業見込みの者を 除く) [武道] 次のア及びイの いずれにも該当 する者 ア 平成2年4月 2日から平成11 年4月1日までに 生まれた男性 (ただし、学校 教育法による大 学を卒業した者 及び卒業見込み の者を除く) イ 柔道又は剣 道の段位3段以 上の者(柔道は、 平成29年3月31 日までに高校卒 業見込みの者に 限り、段位2段 以上)	7月25日 から 8月26日 まで	9月18日	10月29 日から 10月31 日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 身体・体力検 査 (武道は身体 検査のみ) 特技加点 (武道を除く)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道のみ)

b 試験実施結果

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数 H29.5.1現在	
					大学卒	短大卒	高校卒		その他	大学卒	短大卒		高校卒	その他	大学卒				短大卒
行政		37	男	148	111	1	1	113	76.4%	56			55	19			16.8%	5.9	18
			女	76	61	1	2	64	84.2%	38			38	26			40.6%	2.5	23
			計	224	172	1	3	177	79.0%	94			93	45			25.4%	3.9	41
化学		3	男	18	15			15	83.3%	8			6	3			20.0%	5.0	3
			女	5	2			2	40.0%	0			0						
			計	23	17			17	73.9%	8			6	3			17.6%	5.7	3
心理		2	男	4	4			4	100.0%	2			2	0			0.0%		
			女	12	8			8	66.7%	4			4	3			37.5%	2.7	3
			計	16	12			12	75.0%	6			6	3			25.0%	4.0	3
児童福祉		3	男	6	6			6	100.0%	5			5	0			0.0%		
			女	3	3			3	100.0%	3			3	3			100.0%	1.0	3
			計	9	9			9	100.0%	8			8	3			33.3%	3.0	3
食品衛生		2	男	2	2			2	100.0%	2			2	2			100.0%	1.0	2
			女	5	3		1	4	80.0%	2		1	3	2			75.0%	1.3	3
			計	7	5		1	6	85.7%	4		1	5	4			83.3%	1.2	5
農業		12	男	23	18		1	19	82.6%	16		1	17	7			36.8%	2.7	7
			女	7	5			5	71.4%	5			5	5			100.0%	1.0	5
			計	30	23		1	24	80.0%	21		1	22	12			50.0%	2.0	12
畜産		2	男	4	4			4	100.0%	3			3	0			0.0%		
			女	4	4			4	100.0%	3			3	3			75.0%	1.3	3
			計	8	8			8	100.0%	6			6	3			37.5%	2.7	3
林業		8	男	15	7			7	46.7%	5			4	3			42.9%	2.3	3
			女	6	5			5	83.3%	2			2	2			40.0%	2.5	1
			計	21	12			12	57.1%	7		7	6			41.7%	2.4	4	
水産		1	男	10	7			7	70.0%	4			4	1			14.3%	7.0	1
			女	0															
			計	10	7			7	70.0%	4			4	1			14.3%	7.0	1
総合土木		23	男	27	19		2	21	77.8%	16		1	16	15			71.4%	1.4	15
			女	2	2			2	100.0%	1			1	1			50.0%	2.0	1
			計	29	21		2	23	79.3%	17		1	16	16			69.6%	1.4	16
建築		6	男	7	5			5	71.4%	5			5	3			60.0%	1.7	3
			女	1	1			1	100.0%	1			1	1			100.0%	1.0	1
			計	8	6			6	75.0%	6			6	4			66.7%	1.5	4
電気		2	男	25	15		2	17	68.0%	7			7	2			11.8%	8.5	2
			女	0															
			計	25	15		2	17	68.0%	7			7	2			11.8%	8.5	2

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数	
					短大卒	高卒卒	その他		短大卒	高卒卒	その他		短大卒	高卒卒	その他			
大学卒業程度	埋蔵文化財保護	1	男	6	5			83.3%	3			3	1			20.0%	1	
			女	4	3			75.0%	1			1				0.0%	0	
			計	10	8			80.0%	4			4				12.5%	1	
	警察事務	8	男	26	20	1		80.8%	11			10	3			14.3%	3	
			女	26	17		1	69.2%	9		1	10	5			27.8%	5	
			計	52	37	1	1	75.0%	20		1	21	8			20.5%	8	
	少年補導	2	男	3	3			100.0%	2			2	1			33.3%	1	
			女	1	1			100.0%	1			1	1			100.0%	1	
			計	4	4			100.0%	3			3	2			50.0%	2	
	総合土木 (1月実施)	2	男	8	7		1	100.0%					1			25.0%	1	
			女	3	2			66.7%					2			100.0%	2	
			計	11	9		1	90.9%					3		1	40.0%	3	
建築 (1月実施)	2	男	1	1			100.0%					1			100.0%	1		
		女	0													0		
		計	1	1			100.0%					1			100.0%	1		
合 計	116	男	333	249	1	7	77.5%	145	0	2	147	140	62	0	1	24.4%	60	
		女	155	117	1	0	4	78.7%	70	0	2	72	54	0	0	1	45.1%	51
		計	488	366	2	1	11	77.9%	215	0	4	219	212	116	0	2	31.1%	111

第1次試験：6月26日 第2次試験：7月28日～8月2日  
 建築、電気（1月実施） 1月7日～8日（第2次試験なし）

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数 H29.5.1現在					
					男子	女子	計		大学卒	短大卒	高校卒		その他	大学卒	短大卒			高校卒	その他			
高 校 卒 業 程 度	一般事務	8	男	42	1	16	19	85.7%	1	8	11	20	18	1	1	5	3	9	25.0%	4.0	7	
			女	14	4	6	2	12	85.7%	4	1	5	5	4	1	1	1	1	1	8.3%	12.0	1
			計	56	5	22	21	48	85.7%	1	12	12	25	22	1	1	6	3	10	20.8%	4.8	8
	総合土木	6	男	12	1	8	2	10	83.3%	1	7	2	9	9	1	1	7	1	8	80.0%	1.3	6
			女	7	1	1	4	5	71.4%	1	1	3	4	3	1	1	2	2	3	60.0%	1.7	2
			計	19	1	9	6	15	78.9%	1	8	5	13	12	1	1	8	3	11	73.3%	1.4	8
	学校事務A (出雲地区)	8	男	58	30	2	5	8	45	77.6%	1	2	2	15	12	4	1	4	4	8.9%	11.3	3
			女	49	24	7	3	34	69.4%	8	1	1	8	8	5	1	1	5	5	14.7%	6.8	4
			計	107	54	9	5	11	79	73.8%	19	2	2	23	20	9	1	1	9	11.4%	8.8	7
	学校事務A (石見地区)	1	男	13	8	1	1	10	76.9%	2	1	1	2	2	1	1	1	1	0	0.0%		0
			女	12	7	1	2	11	91.7%	2	1	1	4	4	1	1	1	1	1	9.1%	11.0	1
			計	25	15	1	3	2	21	84.0%	4	1	1	6	6	1	1	1	1	4.8%	21.0	1
	学校事務A (隠岐地区)	1	男	2	1	1	1	2	100.0%	1	1	1	2	2	1	1	1	1	0	0.0%		0
			女	3	1	1	1	3	100.0%	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	33.3%	3.0	1
			計	5	1	1	2	5	100.0%	1	2	1	4	4	1	1	1	1	1	20.0%	5.0	1
学校事務B (出雲地区)	4	男	16	1	4	10	15	93.8%	1	1	5	7	7	1	1	1	1	2	13.3%	7.5	2	
		女	16	4	6	5	15	93.8%	2	1	1	3	3	1	1	1	1	2	13.3%	7.5	2	
		計	32	5	10	15	30	93.8%	1	3	6	10	10	1	1	2	4	4	13.3%	7.5	4	
学校事務B (石見地区)	1	男	5	1	2	3	5	100.0%	1	1	3	4	3	1	1	1	1	1	20.0%	5.0	0	
		女	2	1	1	1	1	50.0%	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	16.7%	6.0	0	
		計	7	1	3	3	6	85.7%	1	3	3	4	3	1	1	1	1	1	16.7%	6.0	0	
警察事務	2	男	14	1	9	3	13	92.9%	1	3	2	6	5	1	1	1	1	2	15.4%	6.5	1	
		女	15	2	9	2	13	86.7%	2	3	1	6	6	2	2	2	4	4	30.8%	3.3	4	
		計	29	3	18	5	26	89.7%	3	6	3	12	11	3	3	6	6	23.1%	4.3	5		
合計	31	男	162	39	5	46	136	84.0%	14	3	23	25	65	58	4	3	14	5	19.1%	5.2	19	
		女	118	31	19	26	18	94	79.7%	10	2	12	8	30	6	2	6	3	18.1%	5.5	15	
		計	280	70	24	72	64	230	82.1%	24	5	35	33	88	10	5	20	8	18.7%	5.3	34	

第1次試験：9月25日 第2次試験：10月23日～25日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)			受験率 (B)/(A)	第 1 次試験合格者数 (C)			第 2 次試験受験者数	最終合格者数 (D)			最終合格率 (B)/(D)	採用者数 H29.5.1現在	
					大学卒	短大卒	高専卒		その他	大学卒	短大卒		高専卒	その他	大学卒			短大卒
資格免許職	臨床検査技師	2	男	5	5			100.0%	3			3	1			20.0%	1	
			女	6	4	1		83.3%	3			3	1			20.0%	1	
			計	11	9	1		90.9%	6			6	4			20.0%	2	
	精神保健福祉士	1	男	1	1			100.0%	1			1				0.0%		
			女	3	1			33.3%	1			1				100.0%	1	
			計	4	2			50.0%	2			2	2			50.0%	1	
	診療放射線技師	3	男	2	2			100.0%	2			2	2			100.0%	2	
			女	2	1	1		100.0%	1	1		2	1	1		100.0%	2	
			計	4	3	1		100.0%	3	1		4	3	1		100.0%	4	
	歯科衛生士	1	男	0														
			女	4	1	1	1	75.0%	1	1	1	3	2			33.3%	1	
			計	4	1	1	1	75.0%	1	1	1	3	2			33.3%	1	
栄養士	1	男	0															
		女	17	9	8		100.0%	5	1		6	4			5.9%	1		
		計	17	9	8		100.0%	5	1		6	4			5.9%	1		
保健師	11	男	4	4			100.0%	4			4				0.0%			
		女	22	14	1	1	68.2%	14		1	15	13			73.3%	9		
		計	26	18	1	1	73.1%	18		1	19	17			57.9%	9		
合計	19	男	12	12	0	0	100.0%	10	0	0	10	10	3	0	0	25.0%	3	
		女	54	29	11	1	79.6%	24	3	1	2	30	23	14	2	0	39.5%	15
		計	66	41	11	1	83.3%	34	3	1	2	40	33	17	2	0	36.4%	18

第 1 次試験：9月25日 第 2 次試験：10月23日～10月25日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)			受験率 (B)/(A)	第 1 次試験合格者数 (C)			第 2 次試験受験者数	最終合格者数 (D)			最終合格率 (B)/(D)	採用者数 H29.5.1現在	
					大学卒	短大卒	高校卒 <sup>1</sup> その他		大学卒	短大卒	高校卒 <sup>1</sup> その他		大学卒	短大卒	高校卒 <sup>1</sup> その他			計
経 験 者	行政	8	男	89	63	1	1	79.8%	19	1	1	20	18	10	1	10	14.1%	8
			女	27	19	1	1	81.5%	3	1	1	3	3	2	1	2	9.1%	2
			計	116	82	2	1	80.2%	22	1	1	23	21	12	2	12	12.9%	10
電 気	電気	2	男	3	2	1	1	100.0%	2	1	1	2	2	2	1	2	66.7%	2
			女	0	1	1	1	100.0%	1	1	1	1	1	1	1	1	100.0%	1
			計	3	3	2	2	100.0%	3	2	2	3	2	2	2	2	66.7%	2
合 計	合計	10	男	92	65	1	2	80.4%	21	0	1	22	20	12	0	12	16.2%	10
			女	27	19	1	0	81.5%	3	0	0	3	3	2	0	2	9.1%	2
			計	119	84	2	2	80.7%	24	0	1	25	23	14	0	14	14.6%	12

第1次試験：10月16日 第2次試験：11月19日～20日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)			受験率 (B)/(A)	第 1 次試験合格者数 (C)			第 2 次試験受験者数	最終合格者数 (D)			最終合格率 (B)/(D)	採用者数 H29.5.1現在	
					大学卒	短大卒	高校卒 <sup>1</sup> その他		大学卒	短大卒	高校卒 <sup>1</sup> その他		大学卒	短大卒	高校卒 <sup>1</sup> その他			計
地 区 別	一般事務 (石見地区)	2	男	38	22	1	2	73.7%	7	1	1	8	6	1	1	1	3.6%	28.0
			女	17	10	2	1	82.4%	3	1	1	4	4	2	1	2	14.3%	7.0
			計	55	32	3	2	76.4%	10	2	2	12	10	3	2	3	7.1%	14.0
一 般 事 務 (隠岐地区)	1	男	11	5	1	1	72.7%	2	1	1	4	4	1	1	0	0.0%	3.0	
		女	4	3	1	1	75.0%	3	1	1	3	3	1	1	1	33.3%	3.0	
		計	15	8	2	2	73.3%	5	2	2	7	7	2	2	2	9.1%	11.0	
合 計	合計	3	男	49	27	1	3	73.5%	9	0	2	12	10	1	0	1	2.8%	36.0
			女	21	13	2	0	81.0%	6	0	1	7	7	3	0	3	17.6%	5.7
			計	70	40	3	3	75.7%	15	0	3	19	17	4	0	4	7.5%	13.3

第1次試験：10月16日 第2次試験：11月19日～20日

試験種類	試験区分	採用予定 人	性別	受験申込 者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)			第1次試験合格者数(C)			第2次試験 受験者数	最終合格者数(D)			最終合格 率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 P29.5.1現在
					大学卒	短大卒	高校卒 <sup>1</sup> その他	大学卒	短大卒	高校卒 <sup>1</sup> その他	大学卒	短大卒	高校卒 <sup>1</sup> その他		大学卒	短大卒	高校卒 <sup>1</sup> その他			
警 察 官	大学卒 (10月採用)	10	男	81	34			26	42.0%				22	11			32.4%	3.1	10	
		4	女	10	1			1	10.0%				1	0			0.0%		0	
		14	計	91	35			27	38.5%				23	11			31.4%	3.2	10	
	大学卒	36	男	262	145			127	55.3%				93	46			31.7%	3.2	30	
		6	女	59	33			18	55.9%				11	6			18.2%	5.5	5	
		42	計	321	178			145	55.5%				104	52			29.2%	3.4	35	
	大学卒 (武道)	1	男	4	3			2	75.0%				2	1			33.3%	3.0	1	
		1	女	4	3			2	75.0%				2	1			33.3%	3.0	1	
		15	計	122	70	13		85	69.7%		39	8	44	15			17.6%	5.7	15	
	高校卒業程度	4	男	31	1	17	3	21	67.7%		9	3	13	5			23.8%	4.2	5	
		19	女	153	3	87	16	106	69.3%		48	11	61	20			18.9%	5.3	20	
		1	計	184	4	104	19	127	68.5%		57	22	79	25			20.1%	9.2	25	
高校卒業程度 (武道)	1	男	5			5	100.0%					5	1			20.0%	5.0	1		
	1	女	5			5	100.0%					5	1			20.0%	5.0	1		
	63	計	10	2	75	13	272	57.4%		44	8	208	166	0	16	27.2%	3.7	57		
合計	14	男	100	34	1	17	3	55	55.0%		9	3	25	6		20.0%	5.0	10		
	77	女	574	216	3	92	16	327	57.0%		53	11	191	64	0	26.0%	3.8	67		
		計	674	250	4	109	19	382	56.2%		62	20	316	70	0	23.0%	4.6	77		

大学卒(10月採用)……第1次試験：5月8日、第2次試験：6月12日～13日  
 大学卒……第1次試験：7月10日、第2次試験：8月20日～24日  
 高校卒業程度……第1次試験：9月18日、第2次試験：10月29日～31日

## イ 選 考

## (ア) 採用選考

## a 適用根拠規定状況

規 定		部 局					計
		知 事 部 局	病 院 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	委 員 会 等	
職 員 の 任 用 に 関 連 す る 規 則	第 14 条第 1 号・2 号・8 号 (行政職 3 級以上・公安職 4 級以上)	13 <sup>人</sup> (10)	— <sup>人</sup>	— <sup>人</sup>	17 <sup>人</sup> (17)	2 <sup>人</sup> (1)	32 <sup>人</sup> (28)
	第 14 条第 3 号 (海事職)	2	—	3	—	—	5
	第 14 条第 4 号 (研究職の 2 級以上)	3	—	—	—	—	3
	第 14 条第 5 号～7 号、9～11 号 (医療職)	15 (1)	58	—	—	—	73 (1)
第 14 条第 4 号 (他の地方公共団体又は国の在職者)	3 (3)	—	—	6 (6)	—	9 (9)	
第 14 条第 5 号 (かつて職員であった者)	—	—	—	—	—	—	
第 14 条第 6 号・9 号 (競争試験を行うことが不適当な職)	5	1	—	—	—	6	
地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 3 条		8	—	—	—	—	8
地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第 3 条		8	—	—	—	—	8
合 計		57 (14)	59	3	23 (23)	2 (1)	144 (38)

(注) ( ) 内は割愛採用で、内数である。

## b 職種別状況

部 局		知事部局	病 院 局	教育委員会	警察本部	委員会等	計
職 種							
行 政 職	部・次長級	3				1	4
	課長級	4					4
	グループリーダー	1					1
	企画員	2					2
	主任・主任主事・主任技師 ・主事・技師級	1 2	1		2	1	1 6
	計	2 2	1		2	2	2 7
公 安 職	警 視				2		2
	警部・警部補級				1 3		1 3
	巡査部長				6		6
	巡 査						
	計				2 1		2 1
海 事 職		2		3		5	
研 究 職	学 芸 員	2					2
	研 究 員	1					1
医療職(一)	医 師	1 0	4				1 4
医療職(二)		4	7				1 1
医療職(三)			4 7				4 7
任期付職員		1 6					1 6
合 計		5 7	5 9	3	2 3	2	1 4 4

c 公開選考試験実施結果 (a 及び b の一部)

試験 種別	試験区分 (日本製鋼所(正社以前))	採用予定 人員	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)			受検率 (B)/(A)	第 1 次試験合格者数 (C)			第 2 次試験 受験者数	最終合格者数 (D)			最終合格 率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 (B29.6.1)実数	備考
					大学卒	短大卒	高校卒		その他	大学卒	短大卒		高校卒	その他	大学卒				
選 考 試 験	学芸員	1	男	6	5	1	1	83.3%	2	2	2	2	1	1	1	20.0%	5.0	1	1/6/26実施
			女	13	8	1	1	61.5%	3	3	2	2	1	1	1	0.0%			
			計	19	13	1	1	68.4%	5	5	4	4	1	1	1	7.7%	13.0	1	
	獣医師	12	男	2	2	1	1	100.0%	第 2 次試験なし			2	2	1	1	100.0%	1.0	1	1/6/26~27実施
			女	1	1	1	1	100.0%	第 2 次試験なし			1	1	1	1	100.0%	1.0	1	
			計	3	3	1	1	100.0%	第 2 次試験なし			3	3	1	1	100.0%	1.0	1	
	薬剤師	4	男	3	2	1	1	66.7%	第 2 次試験なし			2	2	1	1	100.0%	1.0	2	1/6/26~27実施
			女	0	1	1	1	66.7%	第 2 次試験なし			1	1	1	1	100.0%	1.0	1	
			計	3	2	1	1	66.7%	第 2 次試験なし			2	2	1	1	100.0%	1.0	2	
	船舶乗組員 (機関)	1	男	2	1	1	1	50.0%	第 2 次試験なし			1	1	1	1	100.0%	1.0	1	1/9/25実施
			女	1	1	1	1	50.0%	第 2 次試験なし			1	1	1	1	100.0%	1.0	1	
			計	2	1	1	1	50.0%	第 2 次試験なし			1	1	1	1	100.0%	1.0	1	
水産練習船乗組員 (機関)	1	男	1	1	1	1	100.0%	第 2 次試験なし			1	1	1	1	100.0%	1.0	1	1/9/25実施	
		女	1	1	1	1	100.0%	第 2 次試験なし			1	1	1	1	100.0%	1.0	1		
		計	1	1	1	1	100.0%	第 2 次試験なし			1	1	1	1	100.0%	1.0	1		
無縁従事者	1	男	3	1	2	3	100.0%	第 2 次試験なし			3	3	1	1	33.3%	3.0	1	1/9/25実施	
		女	3	1	1	1	100.0%	第 2 次試験なし			1	1	1	1	33.3%	3.0	1		
		計	3	1	2	3	100.0%	第 2 次試験なし			3	3	1	1	33.3%	3.0	1		
身体障がい者対象 (一般事務)	2	男	3	1	2	3	100.0%	第 2 次試験なし			3	3	1	1	66.7%	1.5	2	2/10/16実施	
		女	3	1	1	1	100.0%	第 2 次試験なし			1	1	1	1	66.7%	1.5	2		
		計	3	1	2	3	100.0%	第 2 次試験なし			3	3	1	1	66.7%	1.5	2		
身体障がい者対象 (学校事務)	1	男	1	1	1	1	100.0%	第 2 次試験なし			1	1	1	1	100.0%	1.0	1	1/10/16実施	
		女	1	1	1	1	100.0%	第 2 次試験なし			1	1	1	1	100.0%	1.0	1		
		計	1	1	1	1	100.0%	第 2 次試験なし			1	1	1	1	100.0%	1.0	1		
身体障がい者対象 (警察事務)	1	男	0	1	1	1		第 2 次試験なし			1	1	1	1			1	1/11/12実施	
		女	0	1	1	1		第 2 次試験なし			1	1	1	1			1		
		計	0	1	1	1		第 2 次試験なし			1	1	1	1			1		
U・Iターン型経験者 (林業)	2	男	2	1	1	2	100.0%	第 2 次試験なし			2	2	1	1	50.0%	2.0	1	1/11/12実施	
		女	2	1	1	1	100.0%	第 2 次試験なし			1	1	1	1	50.0%	2.0	1		
		計	2	1	1	2	100.0%	第 2 次試験なし			2	2	1	1	50.0%	2.0	1		
U・Iターン型経験者 (総合土木)	4	男	3	1	1	1	33.3%	第 2 次試験なし			1	1	1	1	100.0%	1.0	1	1/11/12実施	
		女	3	1	1	1	33.3%	第 2 次試験なし			1	1	1	1	100.0%	1.0	1		
		計	3	1	1	1	33.3%	第 2 次試験なし			1	1	1	1	100.0%	1.0	1		

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数(B)(B.1)内	備考	
					大学卒	短大卒	高校卒 <sup>その他</sup>		大学卒	短大卒	高校卒 <sup>その他</sup>		大学卒	短大卒	高校卒 <sup>その他</sup>				
選 考 試 験	U・Iターナー型経験者 (建築)	1	男	1	1			100.0%					1			1.0	1		
			女																
	計			1			100.0%						1			1.0	1	11/12実施	
	職業訓練指導員 (住環境・土木科)	1	男	3	1	2		100.0%						1			3.0	1	
			女																
	計		3	1	2		100.0%						1			3.0	1	11/12実施	
	船舶乗組員 (第2回) (航海)	1	男	1	1			100.0%						1			1.0	1	
			女																
	計		1	1			100.0%						1			1.0	1	12/10実施	
	水産練習船乗組員 (第2回) (航海)	2	男	3	1	3		100.0%						2			1.5	2	
			女																
	計		3	1	3		100.0%						2			1.5	2	12/10実施	
水産練習船乗組員 (第2回) (司厨)	1	男	1	1			100.0%						0			0.0%			
		女																	
計		1	1			100.0%						0			0.0%		12/10実施		
U・Iターナー型経験者 (第2回) (総合土木)	1	男	3	2			66.7%						1			2.0	1		
		女																	
計		3	2			66.7%						1			2.0	1	1/7実施		
U・Iターナー型経験者 (建築)	1	男	0																
		女	0																
計		0																	
学芸員 (第2回) (工芸)	1	男	1	1			100.0%						0			0.0%			
		女	6	6			100.0%						1			16.7%	1		
計		7	7			100.0%						1			14.3%	1	1/7実施		
合計	39	男	39	18	13	1	33	84.6%	2	0	0	2	11	1	7	0	19	57.6%	18
		女	20	15	0	0	15	75.0%	3	0	0	3	2	0	0	0	2	13.3%	1
		計	59	33	13	1	48	81.4%	5	0	0	5	4	1	7	0	21	43.8%	19

試験 種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第 1 次試験合格者数 (C)		第 2 次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格 率 (D)/(B)	採用者数 (D&E.1)※	備考		
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒		高校卒	その他	大学卒	短大卒				高校卒	その他
選 考 試 験 ( 病 院 局 )	看護師	(40)	男	7	1	1	1	6	7	100.0%	第 2 次試験なし		6	6	6	85.7%	1.2	6	H27.8.15		
			女	63	35	1	1	24	61	96.8%			13	42	42	68.9%	1.5	36	~		
			計	70	36	1	1	30	68	97.1%			19	48	48	70.6%	1.4	42	H27.8.16		
	助産師	(4)	男								第 2 次試験なし									H27.8.15	
			女	5	4				4	80.0%			4	4	4	100.0%	1.0	4	~		
			計	5	4				4	80.0%			4	4	4	100.0%	1.0	4	H27.8.16		
	薬剤師	(3)	男	3	3				3	100.0%	第 2 次試験なし		1	1	1	33.3%	3.0	1			
			女	2	2				2	100.0%			2	2	2	100.0%	1.0	1	H27.8.8		
			計	5	5				5	100.0%			3	3	3	60.0%	1.7	2			
	臨床心理士	(1)	男	2	2				2	100.0%	第 2 次試験なし					0	0	0	0.0%		
			女	4	4				4	100.0%			1	1	1	25.0%	4.0	1	H27.8.15		
			計	6	6				6	100.0%			1	1	1	16.7%	6.0	1			
臨床検査技師	(1)	男	2	2				2	100.0%	第 2 次試験なし		1	1	1	50.0%	2.0	1				
		女	9	8	1			9	100.0%				0	0	0.0%			H27.8.29			
		計	11	10	1			11	100.0%			1	1	1	9.1%	11.0	1				
臨床工学技士 (第1回)	(1)	男	3				2	66.7%	第 2 次試験なし					0	0	0	0.0%				
		女													0	0	0.0%				
		計	3				2	66.7%				0	0	0.0%			H27.8.29				
臨床工学技士 (第2回)	(1)	男	3	1			2	100.0%	第 2 次試験なし					1	1	33.3%	3.0	1			
		女																H27.12.19			
		計	3	1			2	100.0%				1	1	33.3%	3.0	1					
理学療法士	(1)	男	2				2	100.0%	第 2 次試験なし					1	1	50.0%	2.0	1			
		女	1				1	100.0%				0	0	0.0%			H27.9.27				
		計	3				3	100.0%				1	1	33.3%	3.0	1					
社会福祉士	(1)	男	3	1			1	66.7%	第 2 次試験なし					0	0	0.0%					
		女	7	6			6	85.7%			2	2	2	33.3%	3.0	2	H27.10.24				
		計	10	7			1	8	80.0%			2	2	2	25.0%	4.0	2				
診療情報管理士	(1)	男	3			2	66.7%	第 2 次試験なし					0	0	0.0%						
		女	6	2	1	1	6	100.0%			1	1	1	16.7%	6.0	1	H27.10.24				
		計	9	2	1	1	8	88.9%			1	1	1	12.5%	8.0	1					
合計	(54)	男	28	10	0	2	13	25	89.3%			3	0	7	10	40.0%	2.5	10			
		女	97	61	4	2	26	93	95.9%			37	2	0	52	55.9%	1.8	45			
		計	125	71	4	4	39	118	94.4%			40	2	0	62	52.5%	1.9	55			

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

ア 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、平成28年10月19日、県議会及び知事に対し、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与について勧告した。その概要は次のとおりである。

(ア) 職員給与等に関する報告

a 職員給与等の状況

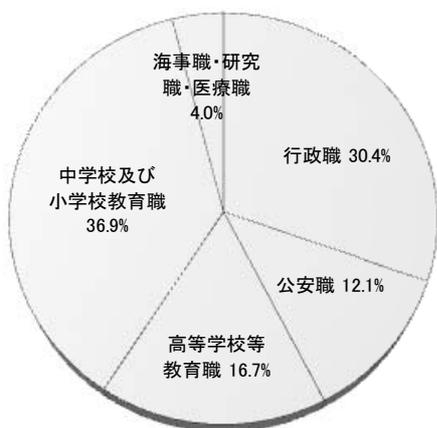
県職員の平成 28 年 4 月 1 日現在における給与等の実態は、次のとおりである。

給料表別職員数等

区 分 給 料 表	職員数		平均年齢		平均経験年数	
	平成28年	平成27年	平成28年	平成27年	平成28年	平成27年
行 政 職	3,774 (30.4%)	3,796 (30.5%)	44.0	44.2	22.5	22.7
公 安 職	1,498 (12.1%)	1,489 (12.0%)	38.5	38.5	17.4	17.2
海 事 職	46 (0.4%)	43 (0.3%)	40.3	40.7	20.2	20.6
研 究 職	244 (2.0%)	246 (2.0%)	42.3	42.0	19.2	18.9
医 療 職 ( 1 )	40 (0.3%)	46 (0.4%)	46.2	44.1	20.3	18.2
医 療 職 ( 2 )	94 (0.8%)	98 (0.8%)	42.9	43.8	18.9	19.8
医 療 職 ( 3 )	74 (0.6%)	72 (0.6%)	40.8	40.2	18.6	18.0
高 等 学 校 等 教 育 職	2,069 (16.7%)	2,062 (16.6%)	44.7	44.5	22.0	21.8
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職	4,579 (36.9%)	4,606 (37.0%)	46.2	46.5	23.4	23.7
合 計	12,418 (100.0%)	12,458 (100.0%)	44.2	44.3	22.0	22.1

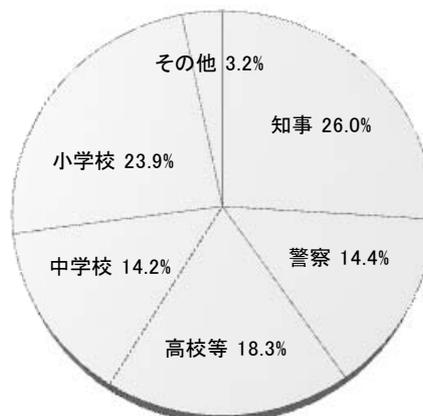
(注) 構成比については、小数点以下 1 位未満の端数は四捨五入したため、合計が 100 にならない場合がある。

給料表別職員構成比

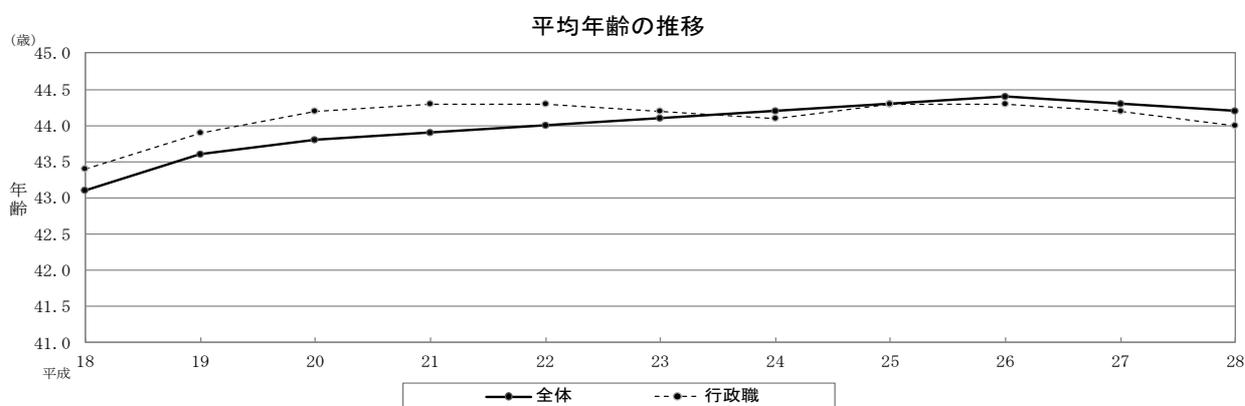
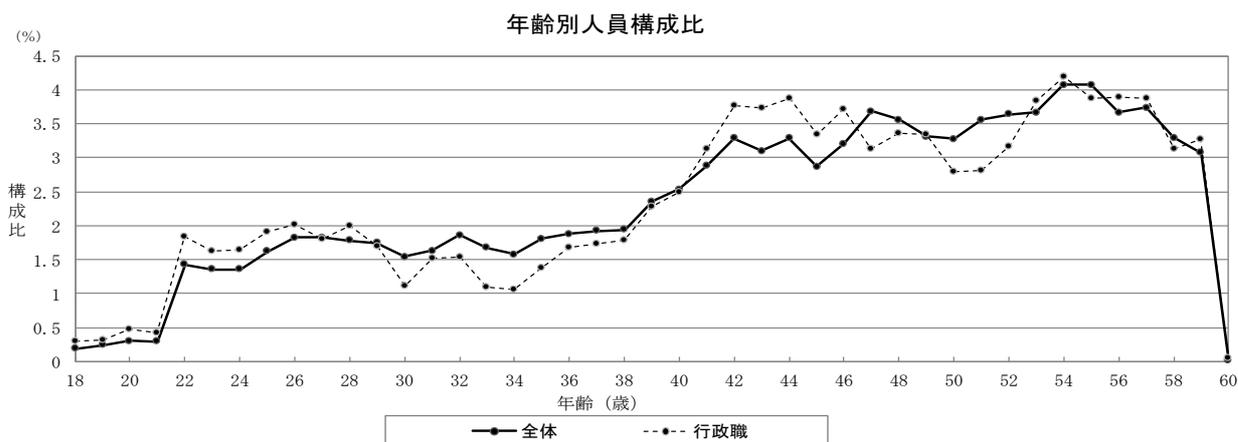


(参考資料第 1 表)

部局別職員構成比



(参考資料第 2 表)



### 職員の平均給与月額状況

区 分 項 目	全職員		行政職の職員	
	平成28年	平成27年	平成28年	平成27年
	円	円	円	円
給 料	360,486	362,972	333,321	335,666
管 理 職 手 当	6,207	6,192	8,223	8,025
扶 養 手 当	9,866	10,156	10,483	10,921
地 域 手 当	486	469	623	557
住 居 手 当	4,065	3,919	3,038	2,802
特 地 勤 務 手 当	3,971	3,808	2,834	2,807
そ の 他	2,536	2,508	2,085	1,978
合 計	387,617	390,024	360,607	362,756

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに経過措置額を含む。  
 2 特勤手当の欄は、特勤手当(準ずる手当を含む)及びへき手当(準ずる手当を含む)の合計額である。  
 3 その他は、単身赴任手当等である。

b 民間給与等の状況

本年5月から6月にかけて、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所254のうちから層化無作為抽出法により抽出した139事業所を対象に「平成28年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち133事業所の調査を完了した。

本年の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、95.7%と極めて高いものとなっている。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種3,921人及び医師等職種1,062人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等についても調査を行った。

(a) 本年の給与改定等の状況

i 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で55.0%（昨年37.9%）、高校卒で43.8%（同33.8%）となっている。そのうち初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で61.7%（同45.1%）、高校卒で61.3%（同44.4%）、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で38.3%（同54.9%）、高校卒で38.7%（同55.6%）となっている。

ii 給与改定の状況

一般の従業員（係員）の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は37.7%（昨年37.2%）、ベースアップを中止した事業所の割合は9.4%（同7.5%）となっている。

また、一般の従業員（係員）の定期昇給の実施状況をみると、定期昇給を実施した事業所の割合は89.7%（同86.5%）、定期昇給を停止した事業所の割合は1.0%（同1.7%）であった。昇給額については、昨年と比べて増額となっている事業所の割合が11.5%（同23.3%）、減額となっている事業所の割合が8.8%（同8.5%）となっている。

民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員	37.7 (37.2)	9.4 (7.5)	0.0 (0.0)	52.9 (55.3)
課長級	32.5 (31.8)	9.5 (9.3)	0.0 (1.8)	58.0 (57.1)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含む。

2 ( ) 内の数字は、平成27年の割合である。

## 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 停止	定期昇給 制度なし
			昨年に 比べ増額	昨年に 比べ減額	昨年と 変化なし		
係 員	90.7 (88.2)	89.7 (86.5)	11.5 (23.3)	8.8 (8.5)	69.4 (54.7)	1.0 (1.7)	9.3 (11.8)
課長級	84.2 (87.4)	83.2 (85.7)	12.2 (21.0)	3.7 (7.5)	67.3 (57.2)	1.0 (1.7)	15.8 (12.6)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は除く。

2 ( ) 内の数字は、平成27年の割合である。

## c 物価及び生計費について

本年4月の消費者物価指数(総務省)は、昨年4月に比べ、全国で△0.3%、松江市で△0.2%とそれぞれ減少している。

また、勤労者世帯における消費支出(総務省「家計調査」)等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ169,870円、193,540円及び217,230円となっている。

## d 国家公務員及び都道府県職員の給与について

先に総務省が公表した平成27年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数(行政職)の平均は、99.7であった。

本県のラスパイレス指数は97.6(平成26年97.6)と、国家公務員より低い水準であり、都道府県でも低い水準となっている。

## 都道府県のラスパイレス指数の分布状況

(平成27年4月1日現在)

指 数 分 布 区 分	都 道 府 県 数
102以上	2
100以上 102未満	19
98以上 100未満	19
96以上 98未満	5
94以上 96未満	1
94未満	1
都 道 府 県 平 均 指 数	99.7
島 根 県	97.6

## e 人事院勧告の概要（省略）

## f 職員給与と民間給与との比較

## (a) 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。

本年 4 月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与 365,809 円に対して職員給与は 365,461 円であり、職員給与が 348 円（0.10%）下回っている。

## 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 A - B ((A-B)/B×100)
365,809円	365,461円	348円 (0.10%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていないため、職員給与の額は(ア)の表「職員の平均給与月額  
の状況」の額とは異なっている。

## (b) 特別給

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で支払われた特別給は、平均所定内給与月額  
の 3.94 月分に相当していた。これは、昨年 (3.91 月分) より増加しており、職員の期末手当・勤勉手  
当の年間平均支給月数 (3.90 月) を 0.04 月分上回っている。

## 職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給 (A)	職員の期末・勤勉手当 (B)	差 (A - B)
3.94月分	3.90月分	0.04月分

## g 本年の給与改定

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結  
果、職員の給与について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

## (a) 月例給について

本年の民間事業所の給与等の状況をみると、一般の従業員（係員）で、ベースアップを実施した事業所の割合は昨年と同程度、定期昇給において昇給額が昨年と比べて変化がない事業所の割合は約 7 割となっており、全体として、昨年とほぼ同様の状況にあると考えられる。

このような状況の中で、本年 4 月分の給与について、職員給与と職種別民間給与実態調査に基づく民間給与を比較すると、前記 f (a) のとおり、職員給与が民間給与を 348 円 (0.10%) 下回っている。

よって、月例給については、民間給与水準と均衡させるよう引上げ改定することが適当と判断した。

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、本年 8 月に人事院が勧告した俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮し、引上げ改定を行うこととする。

再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定を行う。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、行政職給料表と同様の改定を行うものとする。ただし、医療職給料表(1)については、従来より国との均衡を重視してきたことから、人事院勧告に準じた改定を行うこととする。

なお、改定については、本年 4 月の職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施することとする。

## (b) 期末手当・勤勉手当について

前記 f (b) のとおり、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数 (3.90 月) は、民間事業所の特別給の支給割合 (3.94 月分) を 0.04 月分下回っている。

よって、職員の期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合と均衡させるよう、0.05 月分引き上げることが適当と判断した。

引上げに当たっては、国と同様に勤務実績に応じた給与の推進の観点から勤勉手当に配分することとし、本年度については、12 月期の勤勉手当を 0.05 月分引き上げ、平成 29 年度以降においては、6 月期及び 12 月期の勤勉手当をそれぞれ 0.025 月分ずつ引き上げることとする。

なお、再任用職員の勤勉手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

## (c) 初任給調整手当について

医師に対する初任給調整手当については、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、人事院勧告に準じて改定を行い、本年 4 月に遡及して実施することとする。

## h 扶養手当の見直し

## (a) 配偶者に係る手当の見直し

国においては、民間企業において、配偶者に家族手当を支給する事業所の割合が減少傾向にあること、公務においても、配偶者を扶養親族とする職員の割合が減少傾向にあること、配偶者に係る手当について、見直しの予定がある又は税制及び社会保障制度の見直しの動向、他の民間企業の見直しの動向等に

よっては、見直すことを検討するとする事業所があることなど配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで引き下げることにしている。

本県においても、民間企業における配偶者に家族手当を支給する事業所の割合や公務における配偶者を扶養親族とする職員の割合が減少傾向にあること及び近年配偶者に係る手当の見直しを行った事業所の約半数において、配偶者について特別の取扱いをしない方式が採られていることについて国と同様の傾向が認められることから、人事院勧告に準じて配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで引き下げ 6,500 円とする。

(b) 子に係る手当の見直し

国においては、子に要する経費の実情や、少子化対策の推進に配慮し、子に係る手当額の引き上げを行うことにしている。

本県においても、同様の事情に配慮すれば、子に係る扶養手当を充実させることが適当であり、人事院勧告に準じて子に係る手当額を 10,000 円に引き上げる。

(c) 本庁次長級以上の職員に係る手当額の見直し

国においては、扶養親族を有することによる生計費の増嵩の補助という扶養手当の趣旨に鑑み、一定以上の給与水準にある本府省課長級に相当する職務の級の職員に対しては、子を除き、その他の扶養親族に係る扶養手当を支給しないこととし、本府省室長級に相当する級の職員については、その他の扶養親族に係る扶養手当をおおむね半額まで引き下げることにしている。

本県においても、本庁部長級の職員である行政職給料表 9 級及びこれに相当する職務の級の職員の給与水準は国と同様、一定以上の給与水準にあると認められることから、人事院勧告に準じて子を除き、その他の扶養親族に係る扶養手当を支給しないこととする。本庁次長級の職員である行政職給料表 8 級及びこれに相当する職務の級の職員についても人事院勧告に準じて引き下げ 3,500 円とする。

(d) 実施時期等

配偶者に係る手当額が引き下げられる職員に配慮し、国に準じて段階的に実施することとする。

なお、各年度における手当額は次表に示すとおりとする。

(単位：円)

扶養親族		年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降
配偶者	行政職給料表 7 級以下		13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表 8 級		13,000	10,000	6,500	3,500	3,500
	行政職給料表 9 級		13,000	10,000	6,500	3,500	(支給しない)
子			6,500	8,000	10,000	10,000	10,000
父母等	行政職給料表 7 級以下		6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表 8 級		6,500	6,500	6,500	3,500	3,500

	行政職給料表 9 級	6,500	6,500	6,500	3,500	(支給しない)
--	------------	-------	-------	-------	-------	---------

- (注) 1 「行政職給料表7級」、「行政職給料表8級」及び「行政職給料表9級」には、これらに相当する職務の級を含む。  
 2 職員に配偶者が不在の場合の扶養親族 1 人に係る手当額については、平成28年度は11,000円、平成29年度は子10,000円・父母等9,000円、平成30年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする。

(e) その他

国においては、税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、配偶者に係る扶養手当について必要な見直しを検討することとされている。

本県においては、「制度」・「構造」は国に準拠することを基本としていることから、国の配偶者に係る扶養手当の検討状況等について引き続き動向を注視していく必要がある。

i その他の課題

(a) 特地勤務手当について

平成 23 年の見直しより 6 年を経過することから、特地公署等における生活環境等の実情を調査し、見直しを検討する必要がある。

(b) 再任用職員の給与について

国においては、民間企業の再雇用者の給与の動向等を踏まえ、引き続き、再任用職員の給与の在り方について必要な検討を行っていくとしている。

本県においても、引き続き県内の民間企業の再雇用者の給与の動向や国における再任用職員の給与の在り方にかかる検討状況等を注視していく必要がある。

(c) 介護時間制度の新設等に伴う給与の取扱いについて

国においては、本年の報告で、介護時間の新設を行うこととし、昇給区分の決定に当たっては、介護時間を承認され勤務しなかったことにより自動的に下位の昇給区分に決定されないことがないよう、当該勤務しなかった時間を「勤務していない日数」として取り扱わないこととするともに、勤勉手当の期間率の算定に当たっては、介護時間を承認され勤務しなかった時間を日に換算して 30 日に達するまでの期間を勤務時間から除算しないこととしている。

あわせて、昇給制度における介護休暇及び育児休業の取扱い並びに勤勉手当における育児時間（地方公務員においては育児部分休業に相当）の取扱いについても介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合と同様の取扱いを講ずることとしている。

本県においては、国の動向等を注視し、適切に対応する必要がある。

(イ) 人事管理に関する報告

a 人事管理上の課題について

(a) 人材の確保

コミュニケーション能力や企画・立案能力を有し、チャレンジ精神に富んだ人材を確保するため、これまでも試験制度の見直し・改善を行ってきた。

今年度には、経験者採用試験について、年齢別人員構成の偏りの是正に資するよう受験対象年齢を変更するとともに、幅広い経験を持った即戦力となる有能な人材を確保することを目的として、より人物重視の試験制度としたところである。

また、職員採用ガイダンスや大学等での説明会を開催するなどの広報活動を行い、試験制度の見直しと併せ受験者確保に取り組んできた。

しかしながら、受験年齢人口の減少や民間指向等により、近年の受験者数は依然として減少傾向にあり、特に、技術系職種の人員確保が難しい状況にある。

このような状況を踏まえ、今後とも、試験ごとの検証を行い、適宜、必要に応じて制度の改正を図っていくとともに、任命権者と協力して、県職員の仕事の魅力ややりがい等についてより効果的な情報発信を行うほか、獣医師等著しく採用が困難な職種の処遇を検討するなど、受験者の確保に取り組んで行く。

(b) 人材の育成

多様化・高度化する行政需要に迅速かつ的確に対応し、県民の期待と信頼に応えていくためには、職員一人一人の公務に対する意欲と能力や公務員としての使命感・倫理観を高め、限られた人材を最大限に活用することが必要であり、そのための人材育成がますます重要となっている。

任命権者においては、「島根県人材育成基本方針」に基づき、職務段階に応じた計画的な研修の実施、自律的な能力開発を支援するための研修の実施、さらには職員の自己啓発に対する支援など様々な取組が行われてきた。

また、特定分野に精通した職員及び専門的知識や技術を有した職員の育成を図るために、中長期的な視点に立った人員配置が行われている。

今後もこうした取組を一層進めていくとともに、職場研修、職場外研修、人事異動、人事評価制度、能力発揮のための環境整備などの各施策を相互に連携させ、人事管理全体を通じた総合的かつ計画的な人材育成に着実に取り組む必要がある。

(c) 能力・実績に基づく人事管理

職員の意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るためには、年功的な昇進管理にとらわれることなく、能力と実績に基づく人事管理を行う必要がある。

本委員会としては、これまでも、能力と実績に基づく人事管理を進めるために、人事評価の結果を処遇に反映しうる実効性のある人事評価制度の確立について言及してきた。

本年 4 月に改正地方公務員法が施行され、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされた。任命権者においては、今回の法改正の趣旨を踏まえ、公平性・公正性、客観性・透明性を担保し、評価結果を処遇に反映しうる人事評価制度の円滑な導入を進める必要がある。

(d) 女性職員の能力発揮のための環境づくり

幅広い視点に立ち、きめ細やかな行政サービスを推進するためには、男女それぞれの意識や立場を取り入れながら、施策・事業を構築していく必要があり、県の政策立案・方針決定過程においても、女性の視点や能力等を活用することが重要である。

こうした観点から、これまでも、とりわけ女性職員が多様な経験を積めるように、担当業務の拡大や幅広い分野へ配置するなど計画的な人材育成に取り組んでおり、管理職に占める女性職員の割合は年々向上している。

本年 3 月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく行動計画が策定されたところであり、引き続き、女性職員が能力を十分に発揮し、意欲を持って働けるよう、同計画を着実に実行し、キャリア形成や働きやすい環境整備を進め、女性職員の政策・方針決定過程への参画を拡大する必要がある。

(e) ワーク・ライフ・バランスの推進

職員一人一人が意欲を持って仕事に取り組むとともに、家庭や地域においても充実した生活を送ることができるようにするワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現することは重要な課題であり、そのための環境整備に努めなければならない。

i 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の健康保持及びワーク・ライフ・バランスの推進、さらには、公務能率の確保の観点から非常に重要な課題であるが、依然として時間外勤務の恒常化が解消できていない状況にある。

このため、任命権者において、本年 8 月から、早期退庁及びノー残業デーの取組の徹底、時間外勤務実績の分析に基づく業務・組織の適正化並びに仕事の仕方や時間管理に係る職員の意識改革を重点取組事項として、これまで以上の勤務時間短縮に向けた取組が実施されているところである。

時間外勤務の縮減のため、管理監督者は、職員ごとの在庁時間、業務負荷の状態、休暇取得状況等を適切に把握し、特定の職員に過度な業務が集中することのないよう業務の平準化を図るとともに、業務改善やいきいきと働きやすい職場づくりの取組などを進め、効率的な業務運営が行えるような職場環境を整える必要がある。また、職員一人一人も効率的な業務遂行に努め、計画的に仕事を進めていく必要がある。

全国的に教育職員の長時間勤務の改善が課題となる中、本年 6 月に、文部科学省において、「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース報告」が取りまとめられ、業務改善と学校指導体制の整備を一体的に推進するとともに、部活動の負担軽減や国・教育委員会の支援体制の強化などに取り組むこととされたところである。

本県の教育職員についても、部活動の指導、補習授業の実施等により、多数の者が長時間の時間外勤務を行っており、県立学校の教育職員のうち昨年度月 100 時間を超える時間外勤務をした者の割合<sup>(註)</sup>は、12.3%に達している状況にある。

本委員会が本年実施した学校現場における意見交換会においても、教育職員の高い使命感と熱意に支えられて長時間勤務が行われており教育職員の多忙感・負担感が限界に達している状況にあることや、健康保持やワーク・ライフ・バランスの観点はもとより、教育をより充実させる観点からも教育職員の負担軽減とゆとりを持って子供と向き合える時間の確保を図る必要性があることが確認された。

各学校においては、部活動休養日の設定、外部指導者の活用、平日勤務時間外の補習・会議の見直し等に取り組んでおり、任命権者においては、平成 26 年 4 月に県立学校に導入した校務支援システムを改善しながら教育職員の事務的業務の効率化を進めるとともに、本年 3 月にすべての教育職員を対象に実施した勤務実態調査の調査結果から学校現場の実態を分析し、今後の取組を検討することとしている。

教育職員の負担軽減に関する国の取組も念頭に、引き続き、学校ごとの実態を踏まえ、時間外勤務縮減のための具体的な取組を行うとともに、適宜取組の検証を行い、教育職員の多忙感・負担感の解消とゆとりを持って子供と向き合う時間の確保に向けて、より取組の実効性を高める必要がある。

(注) 昨年度月 100 時間を超える時間外勤務をした教育職員の割合は、平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月までの間に月 100 時間を超える時間外勤務をした教育職員の延人数を、同期間における毎月の教育職員数を合計した人数で除して得た割合である。

## ii 仕事と育児・介護等の両立支援の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現のために、本県では、これまでも育児・介護のための休暇や育児休業制度の整備・充実に努めてきた。

任命権者は、平成 28 年 3 月に「女性の個性と能力が発揮できる職場づくり推進計画（特定事業主行動計画）」を策定し、男性職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇の取得率<sup>(注)</sup>及び男性職員の育児休業取得率を、平成 32 年度までに、それぞれ 100%及び 13%に向上させることを目標として取組を行っている。

平成 27 年度の男性職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇の取得率は、知事部局等 100%、教育委員会 72.4%、警察 82.8%であった。また、平成 27 年度中に新たに育児休業を取得した男性職員はいなかった。

介護のための休暇の取得者数は、平成 26 年度の 260 人に対し昨年度は 261 人であった。

仕事と育児・介護等の両立支援の取組を推進するためには、管理監督者がその重要性を認識し、職員に対する啓発、制度の説明、取得期間中の業務継続体制の確保等に努めるとともに、職場全体としても、育児・介護のための休暇や育児休業等を取得しやすい環境づくりに引き続き努めていく必要がある。

また、本年 8 月に、人事院が、仕事と育児・介護との両立支援制度の充実について、勧告及び報告を行った。本県においても、国の動向等を注視し、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、介護を行う職員の超過勤務の免除及び介護休暇の対象となる家族の同居要件の見直し並びに法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲の拡大について、適切に対応する必要がある。

(注) 男性職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇の取得率は、妻の出産休暇（3日以内）又は男性の育児参加休暇（5日以内）を1日以上取得した者の割合である。

### iii その他

ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、年次有給休暇や夏季休暇の計画的取得や連続取得の促進も重要であり、引き続き各職場の実情に応じ、休暇を取得しやすい職場環境の整備などに取り組む必要がある。

また、昨年度の報告において、適切な公務運営を確保しつつ柔軟な働き方が可能となるような勤務時間制度の導入に係る研究の必要性について報告したところである。

国及び41の都道府県において導入されている育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度は、職員の育児・介護と仕事の両立を図るために有効な制度であることから、本県においても早期の導入を検討する必要がある。

また、国や他の都道府県の動向を注視しながら、その他の弾力的な勤務時間制度の導入についても、引き続き研究を行う必要がある。

### (f) メンタルヘルス対策

行政課題の複雑・高度化により職務の困難性が増すなど、様々な要因によるストレスが増大している昨今においては、職員の心身の健康を保持増進することが重要である。とりわけ、精神疾患による長期の休暇・退職者の割合が依然として高い状況にあっては、メンタルヘルス対策は、極めて重要な課題であり、管理監督者を中心に、上司、同僚も含めた職場ぐるみで協力・助け合う職場環境づくりに努める必要がある。

任命権者は、これまでもメンタルヘルス研修の実施、相談体制の整備、外部機関の活用、療養後の職場復帰支援事業等、様々な取組を継続的に行っているが、引き続き、メンタルヘルス対策を組織全体の重要な課題と位置付け、労働安全衛生法の改正により新設されたストレスチェック制度を効果的に運用するなど、予防・早期発見から退職者の職場復帰・再発防止まで、より実効性のある対策に取り組む必要がある。

### (g) ハラスメント対策

ハラスメントについては、ハラスメントを受けた者が人格を侵害され、精神的苦痛を受けるばかりか、職場環境の悪化を招くものであり、その防止は重要な課題である。

昨年度、知事部局において実施された職員へのアンケートによれば、過去1年間にハラスメントを受けたことがあると回答した職員の割合は、回答総数(1,121人)の12.2%となっている。

各任命権者においては、これまでもハラスメント防止に関する指針の作成、研修の実施、相談窓口の設置、専門相談員の配置などの取組が行われているところであるが、引き続き、職員一人一人のハラスメント防止に関する意識をより高めるなど、ハラスメントのない職場づくりに向けた取組を進める必要がある。

また、来年 1 月から、マタニティーハラスメント及びセクシャルハラスメントに関する法規制等が改正されることを踏まえ、妊娠、出産、育児休業・介護休暇の取得等を理由とするハラスメントの防止及び性的指向や性自認に関する正しい理解の促進等について、適切に対応する必要がある。

(h) 高齢期の雇用問題

平成 26 年度から、公的年金の支給開始年齢が 61 歳に引き上げられたことに伴い、新たな再任用制度が開始されたところである。

国家公務員の雇用と年金の接続については、本年 4 月からの年金支給開始年齢の 62 歳への引き上げに当たって、引き続き、定年退職する職員を再任用することにより対応するとともに、再任用職員の能力及び経験をより一層本格的に活用するための方策の検討に取り組むこととされており、今後このような国等の動きを注視し、適切に対応する必要がある。

(i) 退職管理の適正の確保

本年 4 月に改正地方公務員法が施行され、営利企業等に再就職した元職員による離職前の職務に関する現職職員への働きかけを禁止する等の退職管理の適正の確保について規定された。

これに伴い、職員の退職管理に関する条例、職員の退職管理に関する規則及び島根県職員の再就職に関する指針により退職管理の適正を確保するための措置について規定されたところであり、これらの規程に基づき、引き続き適正に退職管理を行う必要がある。

(ウ) 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、憲法で保障された労働基本権が地方公務員には制約されているため、その代償措置として情勢適応の原則に基づき公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させることにより、公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。

現在、厳しい県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向かっていくことが求められており、給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

管理職手当の支給にあたって行われている減額措置については、財政健全化に向けて行われている措置とはいえ、当該措置後の職員給与は本来あるべき職員給与とは異なるものであることから、当該措置が解消され、給与勧告制度に基づく本来の給与水準が確保されることを望むものである。

県議会及び知事におかれては、この報告及び勧告に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請する。

(エ) 勧告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

a 職員の給与に関する条例（昭和 26 年島根県条例第 1 号）、県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 6 号）及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 7 号）の改正

(a) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(b) 諸手当

i 初任給調整手当について

(i) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を 413,800 円とすること。

(ii) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を 50,600 円とすること。

ii 勤勉手当について

(i) 平成 28 年 12 月期の支給割合

勤勉手当の支給割合を 0.8 月分（特定管理職にあつては、1.0 月分）とすること。

再任用職員については、勤勉手当の支給割合を 0.45 月分（特定管理職にあつては、0.55 月分）とすること。

(ii) 平成 29 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.775 月分ずつ（特定管理職にあつては、0.975 月分ずつ）とすること。

再任用職員については、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.425 月分ずつ（特定管理職にあつては、0.525 月分ずつ）とすること。

iii 扶養手当

(i) 配偶者に係る手当の月額を 6,500 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（(ii)において「特定職員」という。）にあつては、3,500 円）とし、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合にあつては、職員の給与に関する条例第 8 条第 4 項、県立学校の教育職員の給与に関する条例第 18 条第 4 項及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例第 16 条第 4 項の規定により加算される前の額）を 1 人につき 10,000 円とすること。

(ii) 特定職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を 1 人につき 3,500 円とすること。

(iii) 職員に配偶者がいない場合の扶養親族 1 人に係る手当の月額を 11,000 円とする取扱いを廃止すること。

- (iv) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこととすること。

b 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 15 年島根県条例第 7 号）の改正

(a) 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

c 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年島根県条例第 8 号）の改正

(a) 給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

d 改定の実施時期等

(a) 改定の実施時期

この改定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、平成 28 年 4 月 1 日からこの勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の末日（公布の日が月の初日であるときは、その前日）までの間における、b の(a)の別記第 2 については、第 5 条第 1 項の給料表中「517, 935」とあるのは「518, 296」とし、「598, 391」とあるのは「598, 808」とし、「695, 944」とあるのは「696, 428」とし、「794, 503」とあるのは「795, 056」とし、c の(a)の別記第 3 については、第 7 条第 1 項の給料表中「473, 684」とあるのは「474, 014」とし、「535, 032」とあるのは「535, 404」とし、「610, 459」とあるのは「610, 884」とし、「713, 041」とあるのは「713, 537」とし、「833, 725」とあるのは「834, 305」とすること。

また、a の(b)の ii の(i)については平成 28 年 12 月 1 日から、a の(b)の ii の(ii)及び a の(b)の iii については平成 29 年 4 月 1 日から実施すること。

e 条例公布日の翌月に支給される給料の特例

b の(a)の別記第 2 による改定後の給料表の適用を受ける職員のうち第 5 条第 1 項の給料表の第 3 号給以上の号給を受ける職員及び c の(a)の別記第 3 による改定後の給料表の適用を受ける職員のうち第 3 号給以上の号給を受ける職員がこの勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月（公布の日が月の初日であるときは、その月。以下「条例公布日の翌月」という。）に支給される給料の額は、①に定める額から②に定める額と③に定める額との差額に相当する額を減じた額とすること。この場合において、①に定める額が当該差額に相当する額を超えないこととなる職員には、支給しないこととすること。

① 条例公布日の翌月に適用される給料表の月額を基礎として算出した給料の額

- ② 平成 28 年 4 月 1 日からこの勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の末日（公布の日が月の初日であるときは、その前日）までの間（以下「調整期間」という。）において在職した期間について受けた給料及び給料の改定に伴い額が変動する給与の合計額
- ③ b の(a)の別記第 2 及び c の(a)の別記第 3（いずれも d の(a)のただし書は適用しない。）による改定後の給料を基礎として調整期間において在職した期間について算定した給料及び給料の改定に伴い額が変動する給与の合計額

f 扶養手当の月額等の特例措置

- ① 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の月額等については、a の(b)の iii の(i)中「6,500 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（b において「特定職員」という。）にあつては、3,500 円）」とあるのは「10,000 円」と、「10,000 円」とあるのは「8,000 円」とし、a の(b)の iii の(ii)中「3,500 円」とあるのは「6,500 円」とし、a の(b)の iii の(iii)中「11,000 円とする取扱いを廃止する」とあるのは「子にあつては 10,000 円とし、子以外の扶養親族にあつては 9,000 円とする」とし、a の(b)の iii の(iv)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を 1 人につき 6,500 円」とすること。
- ② 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の月額等については、a の(b)の iii の(i)中「6,500 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（b において「特定職員」という。）にあつては、3,500 円）」とあるのは「6,500 円」とし、a の(b)の iii の(ii)中「3,500 円」とあるのは「6,500 円」とし、a の(b)の iii の(iv)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を 1 人につき 6,500 円」とすること。
- ③ 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の月額等については、a の(b)の iii の(iv)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは、「職員に対して支給する子以外の扶養親族に係る手当の月額を 1 人につき 3,500 円」とすること。

(別記第 1 から第 3 まで省略)